

第3章

社会福祉等の諸制度 Q & A

第3章 目次

1. 高齢者の福祉

- 質問1 介護保険で民生委員が関わることについて教えてください。…… 50
- 質問2 高齢者に関する身近な相談窓口は？…………… 53
- 質問3 高齢者が、最近体が弱ってきて家に閉じこもりがちになってしまっています。元気になっていただくために何か利用できるサービスはありますか？…………… 54
- 質問4 住宅を高齢者が暮らしやすいように改造したいのですが。…… 54
- 質問5 日頃の活動の中で熱中症の疑いのある人がいた場合はどうしたらいいですか？…………… 55

2. 障害のある人の福祉

- 質問1 障害者が介護や訓練など、障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用するにはどうすればよいでしょうか？…………… 57
- 質問2 家での介護方法や療育の方法がわからない時等に相談、助言、指導してもらえる相談窓口はどこにありますか？…………… 58
- 質問3 毎日、付きっきりの介護が必要で、働きになかなか出られません。また、介護経費もかさみ、経済的負担も大変です。障害者に対する手当制度や 各種割引制度があれば教えてください。… 58
- 質問4 障害者用に自動車を改造したり、通院等の移動手段として頻繁に使用する自動車にかかる経費がかさむので何か利用できる助成があれば教えてください。…………… 58
- 質問5 長期にわたる治療や障害を軽減するための手術等の医療費がかかるので負担軽減される医療制度があれば教えてほしい。…… 59
- 質問6 何か作業をしたり、仕事に就けるようになりたい。訓練や相談できる場所がありますか？…………… 59
- 質問7 日常生活ができるように訓練を受けたい。また、生活しやすいように日常生活用具の給付や配慮がほしいのですが、どのような制度がありますか？…………… 59
- 質問8 外出する時、支援者が必要です。その場合、支援者を頼める制度はありますか？…………… 62
- 質問9 車いすでも使えるようにトイレや浴室を改造したいのですが、その改造経費の助成制度はありますか？ また、公営住宅で障害者受け入れ可能なところがあれば教えてください。…………… 62

質問10	障害児を抱える家族として、家族がいなくなった後の経済的なことが心配です。何かよい制度はありませんか？……………	62
質問11	重度の障害者でほとんど寝たきりの状態で、病院等になかなか出かけられません。訪問で診察を受けられる制度はありますか？	63
質問12	市町では、精神障害者の在宅福祉サービスとしてどんな業務が行われているのか教えてください。……………	63
質問13	精神障害者保健福祉手帳の制度があると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか？……………	64
質問14	精神障害者保健福祉手帳を持つと、どのような優遇措置があるのでしょうか？……………	65
質問15	精神障害の医療を通院で受けている精神障害者の方に対して、その通院医療費の一部を公費で負担するという制度があると聞きました。どのような手続きをとればよいのでしょうか？……………	65

3. 子どもの福祉

質問1	子どもや子育てに関する相談ができる行政機関は？……………	67
質問2	近所の家庭で子どもを虐待しているのではないかと思われます。どうしたらいいですか？……………	69
質問3	里親制度とはどのような制度ですか？……………	70
質問4	放課後児童クラブとはどのようなものですか？……………	70
質問5	認定こども園とはどのようなものですか？……………	70
質問6	不登校支援において担う役割はどのようなものですか？……………	71
質問7	ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）支援において担う役割とはどのようなものですか？……………	73
質問8	児童自立生活援助事業所とはどのようなものですか？……………	75
質問9	ファミリーホームとはどのようなものですか？……………	75

4. 青少年の健全育成

質問1	少年補導センターはどこにあり、どんな活動をしているのですか？……………	75
質問2	地域にはどのような青少年担当者がいますか？……………	76

5. 母子保健事業

質問1	母子健康手帳はいつ交付されるのでしょうか？……………	78
質問2	子どもが先天性股関節脱臼と診断されました。自立支援医療（育成医療）が適用されると聞きましたが、どのような制度なのか教えてください。……………	78

- 質問3 子どもが未熟児で生まれました。養育医療が受けられると病院から言われましたが、どのような手続きをすればよいのでしょうか？…………… 78
- 質問4 滋賀県の子どもの医療費助成制度について教えてください。…… 79

6. ひとり親家庭等の福祉

- 質問1 ひとり親家庭や寡婦に関する相談窓口は？…………… 80
- 質問2 母子家庭のための施設にはどのようなものがありますか？…………… 81
- 質問3 ひとり親家庭、寡婦を経済的に支援する制度にはどのようなものがありますか？…………… 81
- 質問4 ひとり親家庭の日常生活を支援する事業はありますか？…………… 83
- 質問5 ひとり親家庭の就労支援制度はありますか？…………… 83
- 質問6 JR定期乗車券の割引制度とはどのようなものですか？ …… 84

7. 女性保護事業

- 質問1 女性福祉に関する相談の窓口は？…………… 85
- 質問2 夫等からの暴力（DV）により女性が保護を求めてきた場合はどうしたらいいですか？…………… 87
- 質問3 DV被害を受けた女性を保護する施設はありますか？ …… 87

8. 低所得者の福祉

- 質問1 生活保護とはどのような制度ですか？…………… 88
- 質問2 生活保護制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？…………… 88
- 質問3 生活福祉資金貸付制度とは、どのような制度ですか？…………… 89
- 質問4 生活福祉資金の種類とその借入れ手続について教えてください。 90
- 質問5 生活福祉資金制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？…………… 91
- 質問6 生活困窮者自立支援制度とは、どのような制度ですか？…………… 92
- 質問7 生活困窮者自立支援制度において、民生委員・児童委員はどのような役割を担うのですか？…………… 92

9. 同和問題の解決

- 質問1 地域総合センターではどのような取組をしているのですか？…… 94

10. 多様な性への理解

- 質問1 LGBTという言葉をよく聞きますが、どのような意味ですか？ … 95
- 質問2 パートナーシップ宣誓制度とは、どのような制度ですか？…………… 96

11. 民間社会福祉事業

- 質問1 滋賀県社会福祉協議会ではどのようなことをしているのですか？ 99
- 質問2 地域福祉権利擁護事業とはどのような事業ですか。どのような人が利用できるのですか？……………101
- 質問3 ボランティア活動をしたいという相談を受けましたが、どうすればいいのでしょうか。また、どのような活動があるのですか？ 102

12. 社会保険制度

- 質問1 社会保険の種類はどのようなものがありますか。また、どこに相談に行けばよいですか？……………103
- 質問2 子どもが生まれました。国民健康保険の手続きは何か必要ですか？……………104
- 質問3 医療費がかかって大変です。助成制度はありますか？……………105
- 質問4 国民年金の制度はどのようなものですか？……………105

13. ひきこもり支援

- 質問1 ひきこもり支援において、民生委員はどのような役割を担うのですか？……………115

14. 災害時の対応

15. 家庭教育の支援

- 質問1 家庭教育とはどのような教育ですか？……………118
- 質問2 家庭教育支援とは何ですか？……………119
- 質問3 家庭教育支援の対象は誰ですか？……………120
- 質問4 家庭教育支援としての具体的な活動にはどのようなものがありますか？……………120
- 質問5 家庭教育支援ではどんなことが求められていますか？……………120
- 質問6 保護者のニーズに応じたアウトリーチ型の家庭教育支援とは何ですか？……………121
- 質問7 「家庭教育支援員」や「家庭教育支援チーム」とは何ですか？ …121
- 質問8 民生委員・児童委員は家庭教育支援にどう関わればよいのでしょうか？……………122

1. 高齢者の福祉

現状と課題

令和7年（2025年）1月1日時点の滋賀県の65歳以上人口の割合は27.4%と、全国の29.3%に比べ若干低くなっていますが、今後、高齢者数がピークとなる令和27年（2045年）頃には35.5%にまで上昇する見込みです。

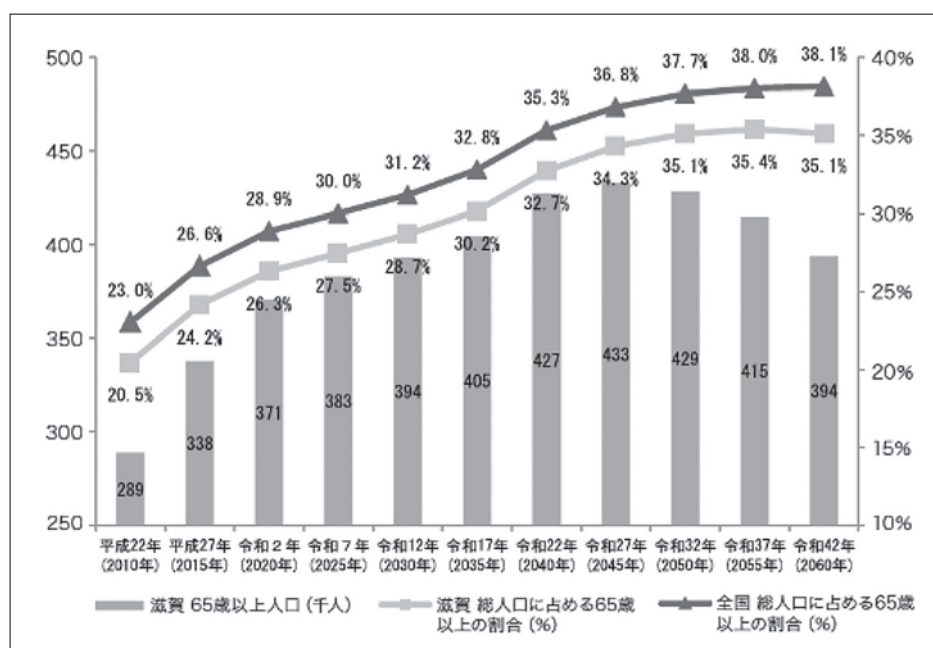
いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎え、また「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、今後予想される介護が必要な高齢者や認知症高齢者、一人暮らし高齢者の増加といった課題への対応が必要となっています。

平成12年に創設された介護保険制度は、これらの課題に対応するため、介護予防を重視した仕組みや新しいサービスの創設、地域における総合的な相談窓口機能を持つ地域包括支援センターの設置・機能強化などを内容とする見直しが行われてきました。

県においても、「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン（滋賀県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）」を定め、高齢者の生きがいきくりと社会貢献の促進、総合的な健康づくりと生活習慣病の予防などに主眼を置き、県民のみなさん、関係団体、行政等の連携のもと、誰もが住みなれた地域でいくつになっても元気で活動的に暮らせる健康長寿社会の実現を目指した取組を進めていくこととしています。

■滋賀県の65歳以上人口の推計

[単位：千人・%]



質問 1

介護保険で民生委員が関わることについて教えてください。

回答

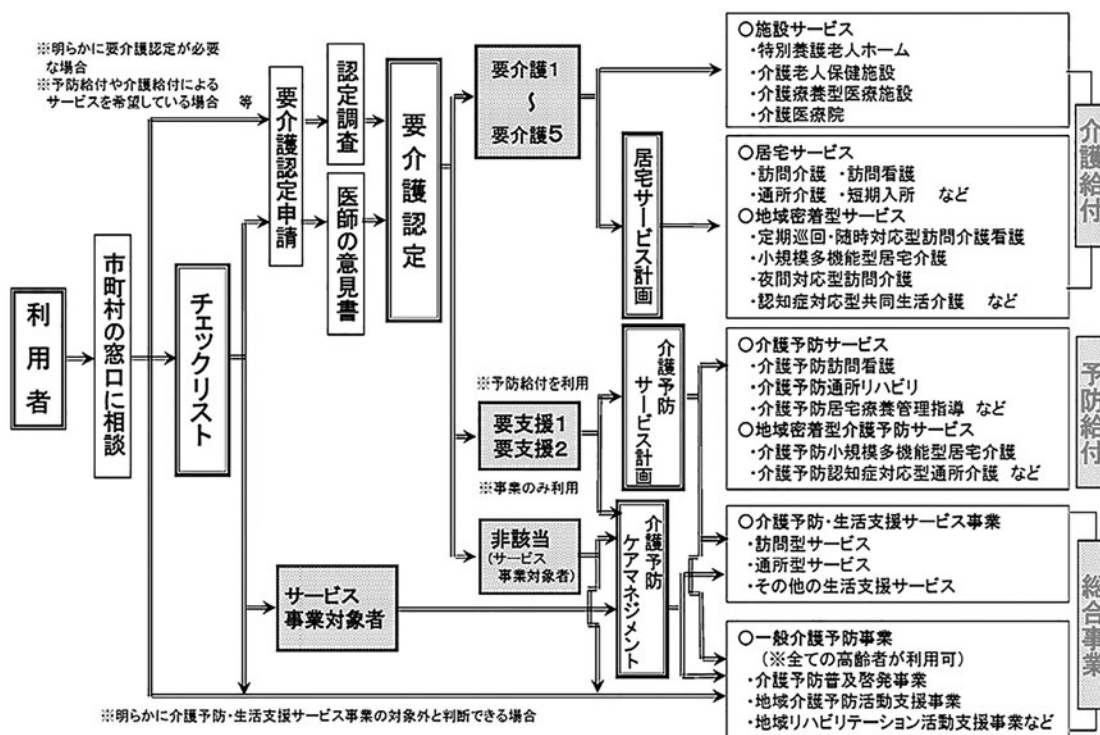
介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請を行う必要があります。

本人や家族が申請書を窓口まで持っていくことができない場合、本人の委任状があれば民生委員も代理申請できることとなっています。

◆問い合わせ 各市町介護保険担当課

(1) 利用手続

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）であると市町が認定した場合に、サービスが利用できます。



(2) 給付対象者および保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給付の対象者	寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作について介護が必要な人。家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人	初老期認知症、脳血管障害など老化にともなう病気によって介護等が必要となった人
保 険 料 設 定	市町ごとに所得段階に応じて設定	加入している医療保険の算定方法にもとづいて設定
支 払 方 法	年金額が一定以上の方は、年金から天引き。上記以外の方は市町に個別に支払う。	医療保険料と一括して支払い

(3) 内 容

サービス名		サービス内容
訪問サービス (家庭で受けるサービス)	訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問介護員や介護福祉士が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	浴槽を家庭へ搬入して、看護職員・介護職員が入浴の介護を行います。
	訪問看護・介護予防訪問看護	主治医との密接な連携に基づき、看護職員等が居宅を訪問し、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	居宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	通院が困難な対象者に対して医師等が出向いて療養上の管理および指導を行います。
通所サービス・短期入所サービス等 (施設等に出向いて受けるサービス)	通所介護（デイサービス）	必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能維持、利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院、診療所に通所して、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護を行い利用者の心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

通所サービス・短期入所サービス等 (施設等に出向いて受けるサービス)	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設等の施設に入所して、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行います。
	特定施設入居者生活介護	入居している特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続して営むことができるようにするものです。
居宅サービス (家庭の生活環境整備を支援)	福祉用具の貸与と特定福祉用具購入費の支給	日常生活の自立を図るための適切な福祉用具の選定などを行って、車いすなど定められた種類の福祉用具を貸与します。また、入浴・排せつなどに使用される特定福祉用具は貸与になじまないため、購入費の支給(限度額内)を行います。
	居宅介護住宅改修費の支給	住宅設備の改修により住宅内における安全な生活を確保し、移動しやすく、暮らしやすい居宅にするため、介護保険制度の対象となる種類の住宅改修を行ったときに、その改修費用を支給します。(限度額内)
施設サービス (要支援の方は利用できません。)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症等で常時介護が必要な方が入所する施設です。
	介護老人保健施設	病状が安定期にあり入院治療する必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を中心としたケアを必要とする方が入所する施設です。
	介護医療院	主として長期の療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をを行います。
地域密着型サービス (高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町で提供されるサービスです。)	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅、サービス拠点への通所や短期間宿泊により、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。
	夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回または通報により、訪問看護師が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行います。
	地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の通所介護です。
	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の利用者が、日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

地域密着型サービス (高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町で提供されるサービスです。)	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者に対し、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民の交流の下、日常生活の世話と機能訓練を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホームです。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、短時間の定期的な訪問や通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を組み合わせて提供されます。

質問 2

高齢者に関する身近な相談窓口は？

回答

各市町に「**地域包括支援センター**」が設置されています。地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活することができるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な面から相談・支援を行う機関です。

どこに相談してよいかわからないときは、まず地域包括支援センターにご相談ください。

◆問い合わせ 市町地域包括支援センター（資料19～20ページ参照）

例えば次のような場合は、市町地域包括支援センターにご相談ください。

○認知症が疑われる、またそういう家族を抱え困っておられるとき

物忘れがひどい、帰り道がわからなくなるなど、もしかしたら認知症ではないかと疑われる場合、また、そういう家族を抱えて困っておられる方がいる場合はご相談ください。病気の症状に合わせたケア、一人ひとりの能力に合わせたケアに早期に取り組むことにより、認知症となっても生き生きとした生活を送ることができます。

○虐待にあっている人がいるとき

虐待は早期に発見し、第三者が介入することで深刻化を防ぐことができます。虐待があると思われたときは、ご連絡ください。緊急の場合は、老人福祉施設等への入所など他の機関と連携して高齢者を守ります。

○財産管理やさまざまな契約が心配なとき

認知症などにより判断能力が十分でない人が、悪質商法の被害者となることを防ぐための金銭管理や適切な介護サービスの利用につなげるための契約など、成年後見制度を活用することが有効で、申し立ての支援などをします。また、将来自分の判断能力が衰えてきたときのためにあらかじめ後見人を決めておくこともできます（任意後見制度）。

○退院が決まったが自宅で独り暮らしが心配なとき

介護保険やその他利用できるサービスが受けられるように、関係機関と連携した支援を行います。

質問 3

高齢者が、最近体が弱ってきて家に閉じこもりがちになってしまっています。元気になっていただくために利用できるサービスはありますか？

回答

市町では、介護が必要となることを予防するとともに、たとえ介護が必要になっても、できるかぎり住み慣れた地域で暮らせるように、様々な事業を行っています。

例えば、体力の改善に向けた支援が必要な場合、保健・医療の専門職が訪問あるいは通所により短期集中型の支援を実施している市町もあります。また県内各地域には、多様な住民主体の「通いの場」が存在し、体操教室や茶話会などの活動が行われています。

これらは地域の実情に応じて市町が取り組んでおり、内容は様々ですので、詳細は各市町地域包括支援センターにお問い合わせください。

◆問い合わせ 市町地域包括支援センター（資料19～20ページ参照）

質問 4

住宅を高齢者が暮らしやすいように改造したいのですが。

回答

要介護者・要支援者が実際に居住する住宅において、手すりの取付けやスロープの取付け、段差の緩和・解消など一定の住宅改修を行ったときは、介護保険の給付対象となります。

また、介護保険とは別に市町が実施する高齢者住宅小規模改造助成事業があり、併用することも可能ですが、介護保険の給付を優先して利用すること

になっています。

ただし、市町により実施していない場合もありますので、詳細については市町にお問い合わせください。

◆問い合わせ、申し込み 市町高齢者福祉担当課（資料9ページ参照）

質問 5

日頃の活動の中で熱中症の疑いのある人がいた場合はどうしたらいいですか？

回答

熱中症を疑う症状の方がいた場合、応急処置をしたうえで必要に応じて医療機関につなげます。症状や応急処置など、詳しくは滋賀県ホームページ（「滋賀県 熱中症」で検索）をご覧ください。

厳しい暑さによる外出控えが、運動不足や社会参加の減少などを招き、孤立の深まりや要介護度・フレイルの進行などにつながるおそれがあります。日頃の活動の中で健康状態を把握し、つながりを維持することが大切です。

2. 障害のある人の福祉

現状と課題

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現は、すべての人の願いです。

平成18年度から施行された障害者自立支援法では、それまで障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとにばらばらであった障害福祉サービスの提供や公費負担医療の仕組みが一元化され、サービスの提供主体も市町村に一本化されるなど共通の制度で提供されることとなりました。このような仕組みは平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）にも引きつがれています。また、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福

祉サービス等の対象となりました。県においては、令和3年3月に「滋賀県障害者プラン2021」を策定し、“地域でともに暮らし・ともに学び・ともに働き・ともに活動する”ことの実現を基本目標に掲げ、障害のある人の地域生活を応援するための様々な施策を推進しています。

(1) “地域でともに暮らす”ことについて

障害のある人や難病の人の地域生活を支えるために、できるだけ身近なところで相談に応じ関係機関が連携し、総合的に支援できるネットワークを整える必要があります。

また、施設入所から地域生活への移行を一層進めたり、精神科病院からの退院を促進したりするために、住まいの場の確保を図る必要があります。

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、必要なサービスの提供基盤を充実するとともに、地域社会の精神障害に対する理解の促進を図る必要があります。

(2) “地域でともに働く”ことについて

県内の民間企業の障害者雇用率は、令和6年6月1日現在で2.66%であり、全国（2.41%）を上回っている状況です。法定雇用率達成企業の割合については、滋賀県は54.1%であり、全国の46.0%を上回っていますが、半数近くの企業で法定雇用率を達成できていません。

障害のある人の生活面での安定化や就労への不安の解消、意欲・能力の向上、就労の定着化に向けて、生活相談支援と就労相談支援が一体的となった総合的な支援を進める必要があります。

就労促進は、労働部門、福祉部門、教育部門、医療・保健部門等の関係機関が連携を強化し、一体となって進める必要があります。

(3) “地域でともに活動する”ことについて

障害のある人が、どこで暮らしていても、希望する活動ができるように、コミュニケーション支援やユニバーサルデザイン化の取り組みを充実する必要があります。

パソコン等を活用したコミュニケーション手段の充実や芸術・文化やスポーツ等で、障害のある人もない人もいっしょに余暇活動を楽しみ地域活動に参加できるような取り組みを一層進める必要があります。

(4) 障害者虐待防止法等の施行について

障害者の自立と社会参加のために障害者への虐待を防止すること、さらに養護者等に対する支援等を進めていくことを目的に平成24年10月に障害者

虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行されました。この法律により、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに通報することが義務づけられています。

また、平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法が施行されています。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

(5) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行について

滋賀県では障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を平成31年4月1日に施行しました。この条例には3点の特徴があります。

1点目は「障害の社会モデル」を定義し、条例の基本的な考え方に据えていることです。「障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方」と条例で定義しています。

2点目は、義務付けの強化です。障害者差別解消法は、制定当初民間事業者の「合理的配慮の提供」が努力義務とされていましたが（令和6年4月から義務化）が、条例では差別解消の取組を一層進めるため義務としました。また、法では対象外の個人に対しても「差別の禁止」と「合理的配慮の提供」を義務とします。

3点目は、こうした義務付けの強化とあわせて、差別解消に向けた体制整備を行うことです。具体的には、差別に関する相談に幅広く対応できる専門性を持つ「障害者差別解消相談員」の設置や、各福祉圏域に「地域相談支援員」（通称：地域アドボケーター）を複数名配置します。この「地域アドボケーター」は本県独自の取組で、差別を受けていても気づいていない、声があげられない障害者に寄り添って、その意思表示を支援し、相談員につないでいく役割を担います。

質問 1

障害者が介護や訓練など、障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用するにはどうすればよいでしょうか？

回答

障害福祉サービスを利用したい時には、お住まいの市町役場の窓口（もし

くは相談支援事業者）へ相談してください。申請については本人または障害児の保護者が行うことが原則ですが、代理人でも可能となっています。

◆申し込み先 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

質問 2

家での介護方法や療育の方法がわからない時等に相談、助言、指導してもらえる相談窓口はどこにありますか？

回答

障害者に関する相談窓口として市町の障害福祉担当課や地域の相談支援事業所等がありますのでご利用ください。

また、24時間対応型利用制度支援事業があります。

質問 3

毎日、付きっきりの介護が必要で、働きになかなか出られません。また、介護経費もかさみ、経済的負担も大変です。障害者に対する手当制度や各種割引制度があれば教えてください。

回答

障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当制度があります。また各種公共料金の割引制度があります。

◆問い合わせ 各市町福祉担当課

質問 4

障害者用に自動車を改造したり、通院等の移動手段として頻繁に使用する自動車にかかる経費がかさむので何か利用できる助成があれば教えてください。

回答

市町において自動車改造費の助成を行っています。また、自動車を運転するための訓練費の助成を行っている市町もあるようです。

◆問い合わせ（事前） 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

質問 5

長期にわたる治療や障害を軽減するための手術等の医療費がかかるので負担軽減される医療制度があれば教えてほしい。

回答

自立支援医療制度（更生医療等）や重度心身障害者（児）医療費給付（福祉医療）制度があります。

◆申し込み 各市町福祉担当課

質問 6

何か作業をしたり、仕事に就けるようになりたい。訓練や相談できる場所がありますか？

回答

障害のある方の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、県内各地域に働き・暮らし応援センターを設置しており、相談対応を行っています。また、障害のある方の就労に係る訓練等を行う場として、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所等もありますのでそちらの利用を希望される場合は、各市町まで御相談ください。

◆問い合わせ 各働き・暮らし応援センター、各市町障害福祉担当課

質問 7

日常生活ができるように訓練を受けたい。また、生活しやすいように日常生活用具の給付や配慮がほしいのですが、どのような制度がありますか？

回答

障害者、障害児のための日常生活訓練の各種制度があります。日常生活用具の交付・給付も行っています。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(1) 自立訓練（機能訓練）事業

身体障害を有する障害者につき、通所等により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(2) 自立訓練（生活訓練）事業

知的障害または精神障害を有する障害者につき、通所等により入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言、その他の必要な支援を行います。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(3) 身体障害者生活行動訓練

在宅の身体障害者に対して、そのニーズに応じて、講習会や各種訓練などを行い、社会参加の促進を図ります。

◆問い合わせ先

点字訓練・歩行訓練	県視覚障害者福祉協会	TEL 0749-22-7901
手話訓練	県聴覚障害者福祉協会	TEL 077-561-6111 FAX 077-565-6101
一般的生活行動訓練	県身体障害者福祉協会	TEL 077-565-4832 FAX 077-565-6343
車いす生活行動訓練	県脊髄損傷者協会	TEL 077-569-5111
腎臓障害者生活行動訓練	県腎臓病患者福祉協会	TEL 077-521-0313

(4) 社会参加促進相談

障害者の自立社会参加を勧めるうえでの各種相談に応じています。（就労、結婚、福祉機器、法律その他必要な相談）

◆問い合わせ 障害者社会参加推進センター（県身体障害者福祉協会）
TEL 077-565-4832

(5) サマーホリデーサービス事業

夏期休暇期間中の心身障害児を対象に規則正しい生活習慣を維持するため、通所により創作的活動や機能訓練等を行うもので、原則として15日以上開設します。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(6) 補装具の交付・修理

身体に障害のある方に身体上の障害を補うための用具の交付、修理を行います。

◆補装具の種類

- ・視覚障害児用 盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- ・聴覚障害児用 補聴器
- ・肢体不自由児用 義肢（義手、義足）、装具、座位保持装置、車いす、

電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、
頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害
者用意思伝達装置

◆費用 補装具の購入（修理）費用の1割自己負担。ただし、所得に
より月額負担上限額の設定があります。

◆申し込み 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(7) 日常生活用具の給付・貸与

障害のある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付（貸与）
します。

対象となる種目は概ね次のとおりですが、給付（貸与）される用具の種類
や給付（貸与）対象者、費用等は各市町がそれぞれ定めていますので、詳細
は各市町までお尋ねください。

用具の種類		参考例
①介護・訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いるいす等	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす等
②自立生活支援用具	障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具	入浴補助用具、特殊便器、T字状・棒状つえ、頭部保護帽、火災警報機、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	障害者等の在宅療養を支援する用具	透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計等
④情報・意思疎通支援用具	障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具（障害者向けパソコンソフトや周辺機器）、点字ディスプレイ、点字器、視覚障害者用ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置・拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置・情報受信装置、人工喉頭、点字図書等
⑤排泄管理支援用具	障害者等の排泄管理を支援する用具および衛生用品	ストマ装具、紙おむつ、収尿器等
⑥居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	手すりの取り付け、段差の解消、引き戸等への扉の付け替え、洋式便器等への便器の付け替え、等

(8) 障害児のための施設

障害児のための施設として、障害児入所施設、児童発達支援センターがあります。(資料30～31ページ参照)

質問 8

外出する時、支援者が必要です。その場合、支援者を頼める制度はありますか？

回答

同行援護や行動援護、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、視覚障害者や聴覚障害者等へのサービスがあります。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課 (資料13ページ参照)

質問 9

車いすでも使えるようにトイレや浴室を改造したいのですが、その改造経費の助成制度はありますか？ また、公営住宅で障害者受け入れ可能なところがあれば教えてください。

回答

市町において在宅重度障害者住宅改造費の助成制度があります。また、住宅改造の指導援助も行っています。

◆在宅重度障害者住宅改造に関する問い合わせ (事前) 市町障害福祉担当課 (資料13ページ参照)

◆住宅改造の指導援助に関する問い合わせ

NPO法人滋賀県脊髄損傷者協会 TEL 077-569-5111

質問 10

障害児を抱える家族として、家族がいなくなった後の経済的なことが心配です。何かよい制度はありませんか？

回答

心身障害者扶養共済制度があります。

障害児(者)を扶養している人が死亡した後の障害者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中毎月掛金を拠出し、死亡等の後に残された障害児(者)に対し終生年金を支給します。

◆申し込みおよび問い合わせ

- ・（公社）滋賀県手をつなぐ育成会 TEL 077-523-3052
- ・（公財）滋賀県身体障害者福祉協会 TEL 077-565-4832

質問 11

重度の障害者でほとんど寝たきりの状態で、病院等になかなか出かけられません。訪問で診察を受けられる制度はありますか？

回答

在宅重度身体障害者訪問診査制度、歯科治療の場合は心身障害児（者）歯科治療制度があります。

(1) 在宅重度身体障害者訪問診査制度

◆申し込み 市福祉事務所、町担当課（資料7ページ参照）

(2) 心身障害児（者）歯科治療制度

①障害者歯科保健医療相談

◆相談窓口 各健康福祉事務所、大津市保健所（資料6ページ参照）

②口腔衛生センター

一般の歯科医療機関で治療することが困難な心身障害児（者）の歯科治療、歯科健診、歯科衛生教育を行います。

◆申し込み 口腔衛生センター TEL 077-564-6692

質問 12

市町では、精神障害者の在宅福祉サービスとしてどんな業務が行われているのか教えてください。

回答

①精神障害者保健福祉手帳の申請窓口

②自立支援医療制度（精神通院医療）の申請窓口

質問 13

精神障害者保健福祉手帳の制度があると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか？

回答

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級（1～3級）に該当する場合に交付されます。

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者本人の申請に基づき、知事が交付するもので、一定の精神障害の状態にあることを証する手段となります。また、精神障害者保健福祉手帳を所持することによって、各方面の協力による各種の支援策が講じられ、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進が図られます。

◆申請窓口

精神障害者本人が、お住まいの市町の窓口に申請してください。

◆申請書類

①申請書

②診断書（精神障害者保健福祉手帳を申請するための専用の診断書で、精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後に診断したものに限りです。）または、精神障害を支給事由とする年金証書の写し等

③写真

◆手帳の更新

手帳の有効期限は2年間で、有効期限後も引き続き手帳交付を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

※次のような場合は、その都度手続きをしてください。

- 住所・氏名を変更したとき
- 紛失や破損による再交付を希望するとき
- 障害等級の変更
- 手帳の返還

質問 14

精神障害者保健福祉手帳を持つと、どのような優遇措置があるのでしょうか？

回答

税制上の優遇措置のほか、次のような優遇措置があります。

生活保護法の障害者加算

生活保護法における障害者加算の認定について、精神障害者保健福祉手帳を持って医師の診断に代えることができます（障害程度1級または2級）。

◆問い合わせ 健康福祉事務所、各市福祉事務所（資料6～7ページ参照）

質問 15

精神障害の医療を通院で受けている精神障害者の方に対して、その通院医療費の一部を公費で負担するという制度があると聞きました。どのような手続きをとればよいのでしょうか？

回答

この制度は「自立支援医療制度（精神通院）」といい、精神障害の適正な医療を普及するため、申請に基づき医療費の一部を公費で負担するものです。

この制度は、知事の指定した医療機関で精神障害の通院医療に要する医療費の自己負担が概ね1割になる制度です。ただし、世帯の課税状況により月額負担上限が定められます。

◆申請窓口 精神障害者本人が、市町の窓口申請してください。

◆申請書類

ア 申請書

イ 診断書（自立支援医療精神通院）

◆有効期間

自立支援医療制度（精神通院）の有効期間は1年間で、引き続き受給を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

※次のような場合は、申請窓口で手続きをしてください。

○居住地・保険・氏名の変更をしたとき

○既に承認されている医療機関等とは別の医療機関等を利用したいとき

3. 子どもの福祉

現状と課題

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があり、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

平成28年（2016年）の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する「家庭養育優先」を原則としたうえで、家庭における養育が困難、または適当でない場合は、里親やファミリーホームへの委託を進めることが明記されました。この法改正を受けて、平成29年（2017年）8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等が具体化されるとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

こうした国の動きを踏まえ、本県では、令和2年（2020年）3月に「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、県や市町、子どもに関わる関係機関が、それぞれの専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援に取り組んできました。

こうした中、令和4年（2022年）6月に児童福祉法が改正され、児童等に対する家庭および養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずることとされたほか、令和5年（2023年）4月には、こども基本法が施行され、「次代を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」こととされたところです。

このような子どもと家庭を取り巻く状況のもとにあって、平成18年3月に「滋賀県子ども条例」を制定し、様々な子ども施策を進めてきたところですが、令和5年には「こども基本法」が施行されるなど、子ども政策への関心が高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」を推進するため、令和7年3月に「滋賀県子ども

も基本条例」を制定しました。条例では、子どもの権利を守ることを明確に位置付け、社会全体で取組を推進することや、子どもの意見を尊重することについて規定するほか、子どもを権利侵害から守る個別救済や制度提案などを行う「滋賀県子どもの権利委員会」の設置など、新たな取組も盛り込まれています。本条例の制定を契機に、子どもの権利が守られ、全ての子どもが一人ひとり心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指して、より一層力強く子どもに関する取組を推進します。

令和7年3月に、令和7年度から5年間の中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定しました。この計画に基づき、子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けた施策を進めています。

このような中で、児童委員の果たすべき役割はますます大きく、子どもの立場に立って家庭や地域社会の役割を考え、「子育て・子育て」を支える地域のリーダーとして行動していく必要があると考えます。

質問 1

子どもや子育てに関する相談ができる行政機関は？

回答

次のような機関があります。

(1) 市町

一般的な子育て相談や虐待などの子どもの相談、養育医療、育成医療の公費負担申請を受け付けています。子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）

(2) 子ども家庭相談センター（児童相談所）

児童福祉法に基づき、子どもに関する様々な相談に応じる専門機関で、県下に4か所設置されています。児童虐待や子育ての相談、障害や発達に関する相談、非行相談など、幅広い相談を受け付けています。（資料6ページ参照）

①相談

- ア 子どもの養育やしつけについての相談
- イ 障害を持つ子どもについての相談
- ウ 家庭での養育が困難な子どもについての相談
- エ ぐ犯や触法行為等、子どもの非行についての相談
- オ その他子どもについてのすべての相談

②判定および指導

医師や児童心理司による専門的な判定や、必要に応じた指導を行います。

③一時保護

緊急的な一時保護や、行動観察のための一時保護を行います。

④入所等措置

里親等への委託や、児童福祉施設のうち乳児院、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童心理治療施設、児童自立支援施設等への入所の措置をとります。

◆費用負担

入所等措置した場合は所得額に応じて負担金が生じます。

(3) 健康福祉事務所（子ども家庭相談室）

児童虐待およびドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、子どもと家庭の福祉に関する相談に応じています。（資料6ページ参照）

(4) 健康福祉事務所（保健所）、大津市保健所

保健所の業務は非常に多岐にわたりますが児童福祉に関係ある業務のうち主なものをあげると次のとおりです。（資料6ページ参照）

- ①低出生体重児等の健康相談や訪問指導
- ②長期にわたり療養を必要とする児童（小児慢性特定疾病等）の健康相談や訪問指導
- ③その他各種医療費の公費負担申請
小児慢性特定疾患活動研究事業

(5) 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）

専門の相談員が、学校・友だち・育児・しつけ等の子ども本人の悩みや子育ての問題について、毎日（年末年始を除く）電話等で相談に応じています。（TEL 0120-0-78310）

(6) 子ども若者総合相談窓口

不登校、ひきこもりなどさまざまな悩みを持つ子ども・若者や保護者、関係者の相談を受けています。（土日・祝日を除く）

(7) こころのサポートしが（LINE相談）

心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員が、子育て、学校、こころやいのちに関することなど毎日LINEで悩みを聞きます。LINE公式アカウント「こころのサポートしが」を友だち登録が必要です。



(8) 滋賀県心の教育相談センター

不登校状態にある子どもや保護者に対し相談支援を行っている機関です。

(9) 地域子育て支援拠点

各市町の保育所や公共施設内のスペース等に設置された子育て支援拠点において、子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることができる場を提供するとともに、子育て中の親子に対する相談・援助の実施や、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習の実施等を行っています。

◆所在地（資料21～26ページ参照）

質問 2

近所で子どもを虐待しているのではないかと心配です。どうしたらいいですか？

回答

まずは、市町（子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）、子ども家庭相談センター（資料6ページ参照）または健康福祉事務所（資料6ページ参照））に通告（連絡）してください。

児童虐待は、子どもの心や体に大きな傷を残すだけでなく、命さえも奪ってしまう、子どもの人権を著しく侵害するものであり、早期発見・早期対応を図ることが重要です。児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」とされています。

とくに児童委員は、児童虐待を発見しやすい立場にあるため、通告義務の履行が強く求められており、「もしや虐待では・・・？」と疑ったら速やかに上記の関係機関に通告（連絡）してください。

また、児童委員は、通告後も市町に設置されている要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、単独で行動するのではなく、ネットワークの一員として対応をしていくこととなります。

なお、児童委員には、守秘義務が課せられており、こうした活動を通じ、その職務上知りえた秘密は絶対に外部に漏らしてはいけません。

児童虐待ホットライン（24時間対応）

077-562-8996

189（児童相談所全国共通ダイヤル）

質問 3

里親制度とはどのような制度ですか？

回答

何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを預かり、温かい愛情と家庭的な雰囲気のもとで育てるのが里親制度です。

里親には、養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親があり、里親になる場合は知事の認定を受けていただきます。

◆申し込み、問い合わせ

子ども家庭相談センター（児童相談所）（資料6ページ参照）、里親支援センターしが（077-525-0030）

質問 4

放課後児童クラブとはどのようなものですか？

回答

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対し、適切な遊びおよび生活の場として児童クラブを設置し、これらの子どもの健全育成の向上を図るものです。

質問 5

認定こども園とはどのようなものですか？

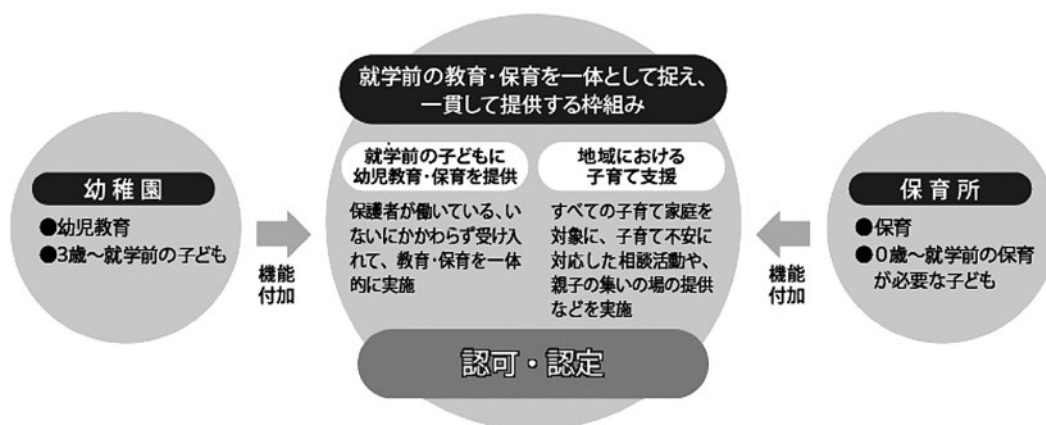
回答

認定こども園は、少子化の進行や保育・教育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園と保育所の双方の利点を併せ持つ施設として設けられた制度であ

り、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型があります。

保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施することができるほか、それぞれの地域の実情に合わせた対応が可能な制度となっています。

◆認定こども園の機能



◆認定こども園の類型

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

質問 6

不登校支援において担う役割とはどのようなものですか？

回答

◆不登校とは

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」をいいます。

不登校の状態にある子どもの数は増加していますが、不登校に対する偏見や理解不足による心無い態度が、不登校の状態にある子どもやその保護者に精神的な苦痛を与えたり、行きづらさにつながることもあり、不登校に関する社会の理解を促進する必要があります。

また、不登校の状態にある子どもの37.3%が学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けておらず、子どもの状態にあった支援につながることが求められています。

そのため、不登校に対する理解促進への協力や、不登校状態にある子ども本人や家族の状況にあわせて適切な相談支援機関等につなぐ役割を期待しています。

◆対応のポイント

不登校は特定の子どものみに特定の問題があることにより起こることではなく「誰にでも起こりうる」ことです。不登校となった要因・背景等を把握し、子ども一人ひとりの状況に応じて適時・適切に対応することが大切です。

【対応の心得】

- ①不登校の要因を一部の保護者の事情のみに見出すのではなく、個々の状況に応じた働きかけをしてください。
- ②保護者への働きかけにより保護者を追い詰めないように、保護者と課題認識を共有し一緒に取り組むという信頼関係をつくる。
- ③虐待等の家庭の問題、子どもの非行への対応、保護者自身が支援を必要としている場合など家庭への支援が必要なケースがあります。その場合は、適切な支援機関につないでください。

◆学校との連携

子どもが不登校になった場合や不登校の傾向が見られる場合は、まずは学校と連絡を取ることが大切です。

学校の教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを紹介してください。

◆学校以外で相談できる窓口などの紹介

学校に相談しにくい家庭もあります。その場合は、不登校の専門相談窓口である滋賀県心の教育相談センター、教育支援センターやこころのサポートしが（LINE相談）、子ども・子育て応援センターや子ども・若者総合相談窓口などを紹介してください。

滋賀県ホームページ「不登校の状態にある方とその保護者のみなさまへ」に不登校の状態にある子どもとその保護者を支援するための情報を掲載しています。

○多様な居場所・相談窓口等はこちら



○高等学校進路情報ははこちら



質問 7

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）支援において担う役割とはどのようなものですか？

回答

◆ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）とは

子ども・若者育成支援推進法では「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。

中高生の約17人に1人がヤングケアラー（子ども若者ケアラー）を言われています。

滋賀県では、18歳以上の若者も支援していくという想いを込めて「子ども若者ケアラー」と呼んでいます。

■ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）がしているケアの例

- ▶ 障害や病気のある家族の世話・見守りや家族に代わり買い物、料理、掃除、洗濯などの家事
- ▶ がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病
- ▶ アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族の対応
- ▶ きょうだいの世話
- ▶ 家計を支えるために労働し、病気のある家族を助けている

◆民生委員・児童委員に期待したいこと

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）は、自らをヤングケアラー（子ども若者ケアラー）と自覚することが難しいことから、必要に応じて支援を求めることが難しい状況にあります。そのため、子どもの周りにいる大人がヤ

ングケアラー（子ども若者ケアラー）に早期に気づき、支援につなぐ等対応することが第一に求められます。

また、支援にあたっては、ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）本人の意思を尊重して支援を進めることが大切です。

◆気づきに向けて

- ①「学校のある時間帯に家にいる」、「家族のサポートをしている」のを見かけたときには、その子どもの状況をヤングケアラー（子ども若者ケアラー）の視点で確認してください。
- ②ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）と思われる子どもに声をかけ、担っているケアの状況を確認してください。

◆ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）への支援

①学校との連携

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）に学校生活への影響が出ている場合には、学校から配慮が得られるよう、ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）、家族を学校との相談につなげることが期待されます。

家庭の状況について学校に情報提供し、学校における配慮にご協力をお願いします。

②福祉機関につなぐ

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）と思われる子どもを把握したときは、市町の子ども家庭相談担当課・こども家庭相談センターに連絡をお願いします。

市町と相談の上、利用できる福祉サービスを本人や家族に知らせ、それらの利用を申請するための相談窓口につなげることが期待されます。

ヤングケアラー支援における福祉サービスの手引を参考にしてください。



③相談窓口の紹介

本人に向けた相談窓口として、学校のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こころんダイヤル、こころのサポートしが（LINE相談）、子ども・若者総合相談窓口などがあります。

○こころんダイヤル
0120-0-78310

○こころのサポートしが
（LINE相談）

○子ども若者総合相談窓口
077-567-5058



二次元コードを読みとり、「こころのサポートしが」を友だち登録してください。

質問 8

児童自立生活援助事業所とはどのようなものですか？

回答

児童自立生活援助事業により設置しているもので、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する子ども等に対して、自立のための援助を行い、社会的自立を促進することを目的とするものです。

質問 9

ファミリーホームとはどのようなものですか？

回答

小規模住居型児童養育事業により設置しているもので、養育者の住居において家庭的な養育環境のもと、一定人数（5～6人）を養育するものです。

4. 青少年の健全育成

質問 1

少年補導センターは、どこにあり、どんな活動をしているのですか？

回答

少年補導センターは県内に17か所あります。（資料27ページ参照）

センターは、地域における青少年の非行防止対策を推進する活動拠点として設置され、関係機関およびボランティアと協力して街頭補導や少年相談活動等に従事しています。

また、非行などの問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる子ど

もたちが、自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくための支援事業として、県内9カ所の少年補導センター内に青少年の立ち直り支援のための機能（統一名称：あすくる）を設置し、支援コーディネーター、教員、心理臨床担当者、無職少年対策指導員、青少年支援サポーター（ボランティアスタッフ）が、センター職員とともに子どもたちの立ち直りのために生活改善支援プログラム、自分探し支援プログラム、就学支援プログラム、就労支援プログラム、家庭支援プログラムの中から効果的なメニューを決定し、関係機関やNPO団体、企業等との連携を図りながら支援を行っています。

◆主な活動内容

ア 街頭補導活動

非行を犯す一歩手前の段階の青少年を発見し、補導しようとするもので、教育、警察等の関係者と連携を取りつつボランティアの少年補導委員の協力を得ながら補導活動を実施する。

イ 少年相談活動

不登校、不良交友、校内暴力、家庭内暴力、家出、薬物乱用等の少年に関わる問題について、保護者、教員、少年自身等からの相談に応じる。

ウ 社会環境の浄化活動

地域内の関係機関・団体と連携しつつ、青少年を取り巻く有害な環境の排除に努める。

質問 2

地域にはどのような青少年担当者がいますか？

回答

各地域には青少年育成推進員、少年補導委員、無職少年対策指導員が配置されています。

それぞれの立場、役割は次のとおりです。

(1) 青少年育成推進員

青少年育成市町民運動の充実と促進を図るため、各市町に市町民会議の組織体制の強化と事業運営の活性化、家庭教育関係の事業や教育相談事業を担当する青少年育成推進員を設置しています。

(2) 少年補導委員

少年補導委員は、少年補導センター運営協議会会長が委嘱する管内居住の民間有志活動家で、少年の非行防止ならびに有害環境の浄化活動を推進することを目的としています。

◆活動内容

- ア 要保護少年の発見活動
- イ 少年相談の受理
- ウ 非行少年等の早期発見補導活動
- エ 継続補導
- オ 少年をめぐる有害環境の発見通報
- カ 少年の非行防止のための地域社会の啓発活動

(3) 無職少年対策指導員

無職少年対策指導員は、少年補導センターの職員として、学校や地域・職場等のどこの機関・団体にも属さない無職少年に対して就労就業等の自立更正を支援し、非行を防止することを目的としています。

◆活動内容

- ア 無職非行少年とそのグループの把握等に関する事
- イ 無職少年の継続指導に関する事
- ウ 無職少年の非行防止相談に関する事
- エ 関係機関との連携
- オ 広報、啓発活動の実施
- カ 無職非行少年の社会参加の促進と自立更正体制の整備に関する事

5. 母子保健事業

現状と課題

母子保健事業は、市町において妊娠から出産、乳幼児期にわたり、健診、訪問指導、保健指導、健康教育など一貫した施策が展開されています。

一方、各健康福祉事務所（保健所）においては、市町に対する支援とともに、小児慢性特定疾患（疾病により長期にわたり療養を必要とする子ども）の支援など専門的業務を行っています。

今日、核家族化の進行、女性の就業率の増大、食生活の変化、生活習慣の変化等により、母性および乳幼児を取り巻く環境が大きく変化しています。その結果、子育て不安の増大や子どもの虐待等の事例が増加してきています。こうしたことから、今後も引き続き、乳幼児健診等の母子保健事業において親の育児不安や悩みを気軽に相談できるよう体制の整備をすすめていく必要があります。

質問 1

母子健康手帳はいつ交付されるのでしょうか？

回答

妊娠届出書を市町役場（保健センター）に提出しますと母子健康手帳が交付されます。

質問 2

子どもが先天性股関節脱臼と診断されました。自立支援医療（育成医療）が適用されると聞きましたが、どのような制度なのか教えてください。

回答

身体に障害のある子ども、または現存する疾患がこれを放置すれば将来障害を残すと認められる子どもで、治療（手術等）により、確実な治療効果が期待できるものに対して、その治療費の一部を公費で負担する制度です。

◆問い合わせ お住まいの市町子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）

質問 3

子どもが未熟児で生まれました。養育医療が受けられると病院から言われましたが、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

回答

未熟児は、疾病にもかかりやすく、死亡率も高いばかりか、心身の障害を残すことも多いので、直ちに適切な処置を講じるため、医療機関での治療にかかる医療費の一部を公費負担する制度があります。

生まれたときの体重が2,000グラム以下または医師（指定医療機関）の判

断により、一定の条件にあてはまり、入院による医療が必要なお子さまについての申請書、医師の意見書等をお住まいの市町にご提出ください。

◆問い合わせ お住まいの市町子ども家庭相談担当課(資料14ページ参照)

質問 4

滋賀県の子どもの医療費助成制度について教えてください。

回答

小学校就学前の乳幼児については、医療費のうち、保険給付分を除いた自己負担分について、入院費および通院費を助成します。義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある高校生世代については、医療費のうち、保険給付分および自己負担金（通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円、入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度としたもの）を除いた額について、入院費および通院費を助成します。

◆問い合わせ お住まいの市町子ども家庭相談担当課(資料14ページ参照)

6. ひとり親家庭等の福祉

現状と課題

配偶者のない親とその子ども（20歳未満）で構成されるひとり親家庭にあっては、社会的、精神的あるいは経済的に不安定な状態におかれる場合が多いと考えられます。

しかしながら、子どもの福祉の面から見れば子どもがどのような環境におかれようとも、その子どもが心身ともにすこやかに育つための諸条件が維持されなければならないのであって、そのために必要な保護、指導および助成が行われると同時に、その親に対しては、自らが健康で文化的な生活を営みつつその育児責任を果し得るよう必要な援助がなされなければなりません。

令和5年8月の実態調査では、本県における母子家庭数は、11,822世帯、父子家庭数は、912世帯です。

就労支援はもとより手当等の経済的支援、保育施策等の充実による子育て

と就労の両立支援、精神的支援を含めた継続的なケースワークの支援や親権・養育費などに関わる法律相談の提供、または配偶者からの暴力や虐待から逃避するケースでの緊急一時保護などの多様な支援が必要となってきます。

これらの支援をすすめていくためには、母子・父子自立支援員と連携し、ひとり親家庭の実態把握と適切なサービスの提供が求められます。

質問 1

ひとり親家庭や寡婦に関する相談窓口は？

回答

次のような相談窓口があります。

(1) 健康福祉事務所（資料6ページ参照）、市福祉事務所（資料7ページ参照）

(2) 母子・父子自立支援員

県子ども家庭支援課、健康福祉事務所または市福祉事務所には、母子・父子自立支援員が配置されており、ひとり親家庭および寡婦の生活一般の相談に応じ、助言指導を行っています。

(3) (社福) 滋賀県母子福祉のぞみ会

母子家庭同士がお互いに助けあい励まし合って、母子、寡婦の福祉を高めるいろいろな活動をするための団体です。

◆所在地 （資料28ページ参照）

(4) 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等の自立を支援するため、就職、転職、能力開発（職業訓練）、講習会など就業に関する相談や情報提供を行う滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター事業を、滋賀県母子福祉のぞみ会に委託して実施しています。

◆所在地 （資料28ページ参照）

(5) ひとり親家庭総合サポートセンター

生活に関する事など様々な相談に対し、ひとり親家庭等に寄り添った相談体制を構築し、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、ひとり親家庭総合サポート事業を、滋賀県母子福祉のぞみ会に委託して実施しています。

◆所在地

(大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内)

(6) 女性相談支援員

県内には中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、県立男女共同参画センターの3カ所に女性相談支援員を配置しており、家庭の様々な問題や不安に応じ、電話や面接といった相談だけではなく、家庭訪問相談も行っています。

質問 2

母子家庭のための施設にはどのようなものがありますか？

回答

次のような施設があります。

母子生活支援施設

子どもを育てている配偶者のいない女性等が、様々な課題のために安定した生活が送れない場合に、子どもと一緒に入所し、生活の安定や自立促進のための支援を受けることを目的とした児童福祉施設です。この場合の子どもは満18歳に満たない者(20歳に達するまで入所延長できる)となっています。

母子生活支援施設には、母子支援員などの職員がいて、母子に対して個々の生活を尊重しながら、就労や子育ての相談に応じたり生活を支援したりする施設です。

質問 3

ひとり親家庭、寡婦を経済的に支援する制度にはどのようなものがありますか？

回答

次のような制度があります。(資料1～3ページ参照)

(1) 母子(父子)福祉資金

母子(父子)家庭の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉を増進するため資金を貸し付ける制度です。

- ◆問い合わせ 健康福祉事務所、市福祉事務所（母子・父子自立支援員）
町福祉担当課に相談してください。

(2) 寡婦福祉資金

社会的、経済的に不安定な状況にある寡婦に対しても母子家庭に準じて貸し付ける制度です。

(3) 児童扶養手当

父母の離婚等により、父（または母）と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童または政令に定める心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害がある20歳未満の児童）を監護している母（または父）または母（または父）にかわってその児童を養育している方に対して、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

いずれの場合も国籍は問いません。

(4) 母子福祉援護資金の貸付

母子福祉のぞみ会（母子家庭、寡婦の福祉増進を目的とする会）で貸付を行っています。

(5) 医療費の公費負担

①母子家庭およびひとり暮らし寡婦に対する医療費の公費負担

各市町では、母子家庭の母の健康保持と子どもの健全な育成のために母子家庭（ひとり暮らし寡婦）福祉医療費公費負担制度を実施しています。

- ◆申し込み 市町福祉担当課

②父子家庭医療費の公費負担

県内の各市町子ども家庭相談担当課では、父子家庭の父の健康保持と子どもの健全な育成のために父子家庭福祉医療費公費負担制度を実施しています。

- ◆申し込み 市町子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）

質問 4

ひとり親家庭の日常生活を支援する事業はありますか？

回答

ひとり親家庭等日常生活支援事業があります。

また、ひとり親や共稼ぎ家庭のために子育て短期支援事業があります。

◆問い合わせ 市町子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）、健康福祉事務所（資料6ページ）、市福祉事務所、地域の母子福祉のぞみ会役員

質問 5

ひとり親家庭の就労支援制度はありますか？

回答

ひとり親家庭の経済的な自立を図るために、次のような対策が設けられています。

(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の親（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）を対象に、個々の状況・ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワーク、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって就労までサポートを行います。

◆問い合わせ 各市福祉事務所、健康福祉事務所（資料6～7ページ）、母子家庭等就業・自立支援センター（資料28ページ）

(2) 職業相談・職業能力開発

母子家庭の母等が就職を希望する場合、公共職業安定所できめ細やかな職業相談・職業紹介を受けることができます。

また、就職に必要な技能や知識を習得することを目的として、公的職業訓練の受講あっせんを受けることもできます。

公共職業安定所長の指示により職業訓練を受講すると、手当が支給されます。（支給要件があります）

◆問い合わせ 公共職業安定所（ハローワーク）（資料29ページ）

(3) 自立支援給付金事業

ひとり親家庭等の父母の資格取得や職業能力開発を支援するために、次の給付金制度を実施しています。

(市においては、実施の有無について市福祉事務所に確認してください。)

- ・ 自立支援教育訓練給付金（職業能力開発講座の受講料の一部を支給）
- ・ 高等職業訓練促進給付金（専門資格の取得に際し生活費の一部を支給）

◆問い合わせ、申し込み 健康福祉事務所各市福祉事務所（資料6～7ページ）

(4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

滋賀県母子福祉のぞみ会では、以下の資金について貸付を行っています。

- ・ 入学・就職準備金（高等職業訓練促進給付金受給者が対象）

条件を満たせば、返還が免除となります。

- ・ 住宅支援資金（プログラム策定等を受けている方が対象）

条件を満たせば、返還が免除となります。

◆問い合わせ 健康福祉事務所（資料6ページ）・各市福祉事務所（資料7ページ参照）・滋賀県母子福祉のぞみ会（資料28ページ）

申し込み 健康福祉事務所（資料6ページ参照）・各市福祉事務所（資料7ページ参照）

質問 6

J R 定期乗車券の割引制度とはどのようなものですか？

回答

生活保護法による被保護世帯または、児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者に対して、その負担の軽減を図るため、旅客鉄道会社の通勤定期乗車券の割引制度（割引率は定期旅客運賃の3割引）があります。

この手続は、まず居住地の市町長（生活保護世帯は健康福祉事務所長）から「特定者資格証明書」の交付を受けたうえ、定期券購入のつど居住地の市町長（生活保護世帯は健康福祉事務所長）から「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けて、これを定期券発売窓口に出して購入することになります。

◆相談窓口 健康福祉事務所（資料6ページ）、市福祉事務所または市町福祉担当課（資料7ページ参照）

7. 女性保護事業

現状と課題

女性への支援は、昭和31年に“売春をなすおそれのある女子の保護更生”を目的とする「売春防止法」のもと“婦人保護事業”として始まり、その対象をDV被害者や人身取引被害者、ストーカー被害者など拡大してきましたが、根拠法である「売春防止法」そのものが抜本的に見直されることはありませんでした。

しかし、この間、女性を巡る課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などさらに多様化・複雑化・複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことで、孤独・孤立対策といった視点も含めた新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。

こうした中、「売春防止法」を根拠とした従来の枠組での対応は制度的限界があること、女性への支援を包括的に提供する新たな枠組を構築していく必要があること等の指摘がされ、「売春防止法」からの脱却を目指す動きが強まったことで、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

本県において、困難な状況にある女性からの相談は年々増加しています。加えて、暴力被害など安全・安心を脅かす相談も増加しています。そういった状況を踏まえ、令和6年3月に「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定しました。

計画では、“女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会をつくることにより、女性も男性も誰もが暮らしやすい社会の実現をめざす”ことを基本理念に掲げ、①早期把握、②居場所づくり、③相談支援、④一時保護、⑤被害回復支援、⑥生活支援、⑦同伴児童等への支援、⑧自立支援・アフターケアと8つの段階に応じた支援を推進しています。

質問 1

女性福祉に関する相談の窓口は？

回答

次のような機関があります。

(1) (女性相談支援センター)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条に規定される機関です。

- ①対象女性の立場に立った相談
- ②一時保護
- ③医学的・心理学的な援助
- ④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等
- ⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等

を行っています。

◆所在地 (資料6ページ参照)

(2) 女性相談支援員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に規定される職種です。困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者を指します。

女性相談支援員は各市(※全市町ではありません)や女性相談支援センターに配置されています。

※配偶者暴力相談支援センターとは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」に基づき相談、情報提供、一時保護、被害者の自立への援助等の業務を行っています。本県では、2箇所の子ども家庭相談センターと男女共同参画センターが、配偶者暴力相談支援センターの機能を併せ持っています。

※「保護命令」とは

被害者を守るために、地方裁判所が加害者に対して出す命令のことです。

被害者が申し出て、裁判所が、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいと判断した場合や、配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に出されます。

6ヶ月間被害者につきまといや、はいかいをさせない接近禁止命令と、2ヶ月間家から出ていくよう命じる退去命令があります。また、接近禁止命令と併せて、被害者に対する電話、電子メール、面会要求等も禁止する保護命令や、被害者と同居する未成年の子どもへの接近禁止命令を発することもできます。

保護命令の申立書には、配偶者暴力相談支援センターもしくは警察署等に相談した経過を書くことになります。

質問 2

夫等からの暴力（DV）により女性が保護を求めてきた場合はどうしたらいいですか？

回答

被害者の状況にもよると考えられますが、命の危険があるようでしたらすぐに110番して警察へ通報してください。警察から最寄りの援助機関へ連絡されることとなります。

それ以外の場合は、健康福祉事務所（資料6ページ参照）や市福祉事務所の女性支援の担当者や母子・父子自立支援員へ連絡してください。

また、休日や夜間の場合は、警察へ連絡してください。

質問 3

DV被害を受けた女性を保護する施設はありますか？

回答

DVによって家出した女性や母子等を保護し、生活支援や自立支援を行い社会復帰を図るための施設があります。

～民生委員・児童委員の皆さまへのお願い～

暴力を振るわれ避難した母子などを追って、加害者である夫等が居所を突き止めようと実家や役場等へ問い合わせてくることがよくあります。

加害者から問い合わせがあった場合は、被害者の生命の安全、子どもへの危害を防ぐためにも、被害者が保護されている施設の所在地を絶対に教えないようにしてください。

8. 低所得者の福祉/生活困窮者

現状と課題

すべての人々が安心して生活できることが福祉社会の目標ですが、様々な事情により、生活に困窮する人々もおられます。

いわゆる低所得になる事由は、不安定就労や疾病、離婚、あるいは加齢や心身障害になったことによる収入の減少などによるものであり、この支援対策としては、就労など労働施策のほか保健、医療、高齢者福祉、母子・父子福祉、心身障害者福祉など、個別の施策が推進されることが大切ですが、あわせて生活保護制度や生活福祉資金貸付制度などを適切に実施していくことが必要です。

質問 1

生活保護とはどのような制度ですか？

回答

すべての国民は、憲法第25条により、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しています。この権利を保障するため、国の責任において、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としたものが生活保護制度です。

質問 2

生活保護制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？

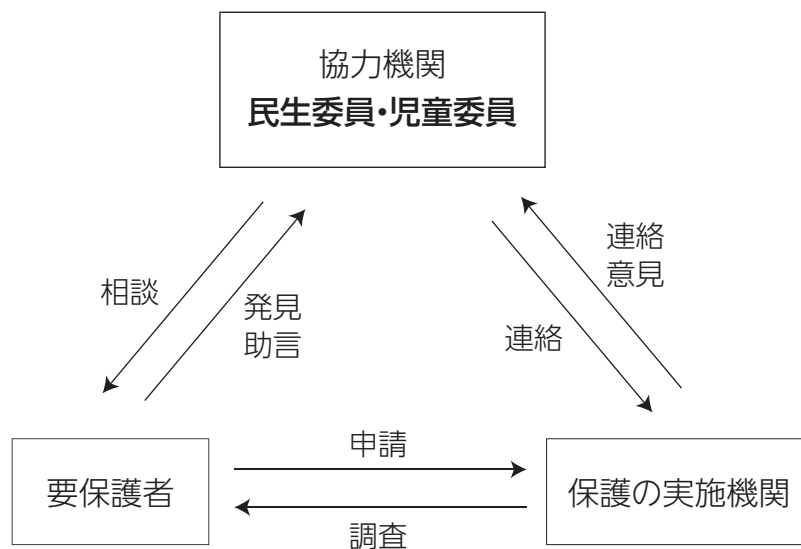
回答

民生委員は、生活保護法の施行において、保護の実施機関（市においては市福祉事務所、町にあっては県健康福祉事務所）の長または市町長の事務の執行に協力するものとされています。

◆具体的な内容

ア 要保護者の発見と関係機関への連絡

- イ 生活実態調査についての協力
- ウ 保護の決定についての意見具申
- エ 保護開始後の生活指導等についての協力
- オ 保護の変更、停止、廃止を必要とする事由の生じた場合の連絡



質問 3

生活福祉資金貸付制度とは、どのような制度ですか？

回答

この制度は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯に対して、住宅の増改築、修学、療養、介護、災害、失業等の場合に貸付けを行い、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的とする貸付制度です。

「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4つがあります。

質問 4

生活福祉資金の種類とその借入れ手続について教えてください。

回答

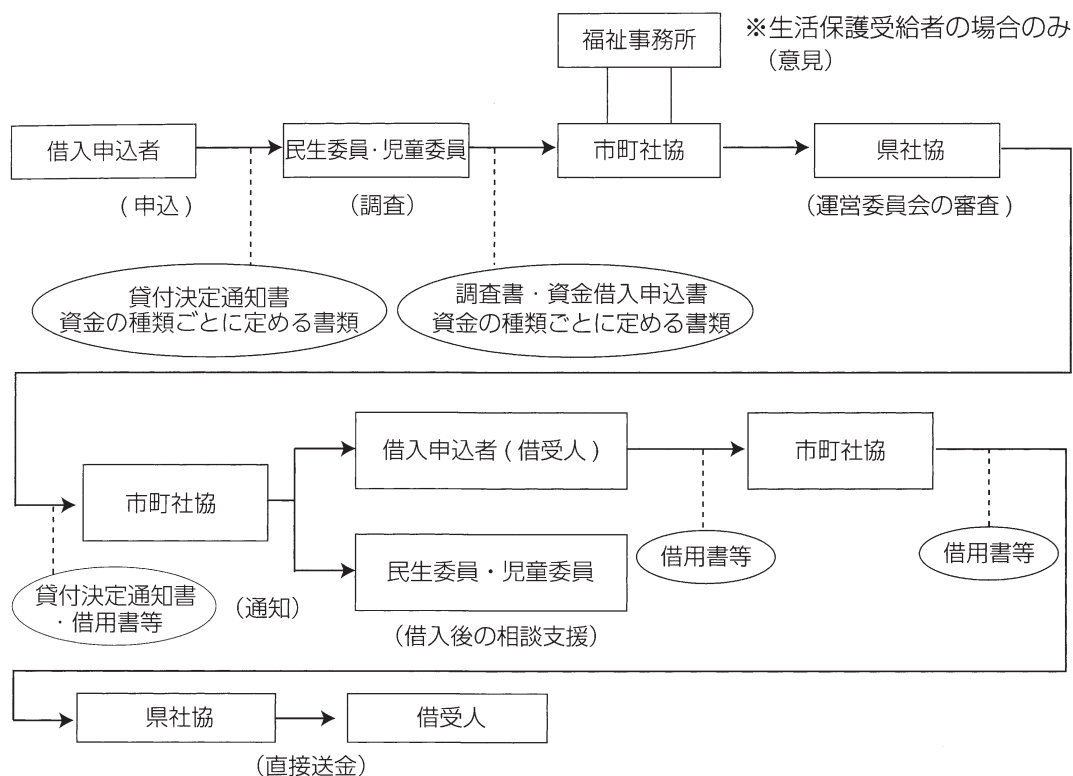
生活福祉資金の種類と手続は次のとおりです。

(1) 種 類

この貸付資金の種類および貸付限度額等は資料4ページの表のとおりです。貸付利子は、総合支援資金および福祉資金（福祉費）については、連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は据置期間終了後から年1.5%、福祉資金（緊急小口資金）および教育支援資金については無利子、不動産担保型生活資金については、据置期間終了後から年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率となります。

(2) 手 続

借入れにかかる申込書等は市町社会福祉協議会に備えています。申込書は原則として担当民生委員に提出していただき、担当民生委員は「民生委員調査書」を作成・添付して、該当の市町社会福祉協議会に提出します。市町社会福祉協議会は、借入申込者が生活保護世帯の場合、県健康福祉事務所または市福祉事務所の長から指導計画について意見を聞くこととなっています。具体的な申請手続の流れは次のとおりです。



○連帯保証人

- ・資金を借りようとする場合は、原則として連帯保証人が必要となります。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができます。
 - ・連帯保証人は原則として県内在住の方としています。
 - ・連帯保証人は通常の保証人より重い債務保証を負担いただく必要がありますので、借受申込世帯と別世帯で安定した収入のある方に限ります。
- (注) 現在この資金を借りている人、借りようとしている人は連帯保証人にはなれません。

質問 5

生活福祉資金制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？

回答

民生委員は、生活福祉資金貸付制度要綱において、県・市町社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動、制度利用に関する情報提供、助言、借入申込者及び借受人の属する世帯の調査および生活実態の把握、自立更生に関する生活全般にわたる相談支援等を行い、県・市町社協と緊密に連携してその運営に積極的に協力するものとされています。



質問 6

生活困窮者自立支援制度とは、どのような制度ですか？

回答

生活にさまざまな困りごとや不安を抱えている人に、就職、住まい、家計に関するさまざまな相談に応じ、寄り添いながら安定した生活に向けた支援を行う制度です。

令和7年12月1日現在、県内のすべての市町に、相談窓口が置かれています。窓口は、市役所の中に置かれている場合と、社会福祉協議会等に置かれている場合があります。

質問 7

生活困窮者自立支援制度において、民生委員・児童委員はどのような役割を担うのですか？

回答

地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員には、生活困窮者の発見や自立相談支援機関への「つなぎ役」として、また、支援期間中の状況把握等の「見守り役」等として期待が寄せられています。また、地域における生活困窮者支援のネットワークに積極的に参画することも期待されています。

日々の訪問活動等を通じて、生活困窮者を把握した場合には、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなぎ、本人が必要な支援を受けられるよう、適切な情報提供に努めてください。

9. 同和問題の解決

同和問題の早期解決を図るため、これまで国や地方公共団体において関係諸施策を総合的かつ計画的に推進してきた結果、生活環境の改善を中心とした物的事業については相当の成果を収めることができましたが、教育、就労などの分野においてなお課題が残されています。

現在もなお、差別発言等の事象が発生していることや、インターネット上で差別を助長するような書き込みが行われるなど、情報化の進展に伴って差別の状況に変化が生じていることも踏まえ、平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

県民の同和問題に対する理解や認識は徐々に深まってきているものの、意識調査の結果等に見られるように県民の同和地区に対する忌避意識や「同和問題など口に出さずそっとしておけば差別はなくなる」といった誤った考え方も根強くあります。

このように、同和問題は現在もなお解決すべき課題を残しており、県民一人ひとりが自らの課題として主体的に取り組むことが求められています。

今後の対応

同和問題の早期解決を図るため、国や地方公共団体において、昭和44年から30年余りの期間、特別措置法に基づき「特別対策」を実施してきましたが、平成13年度末に法律が失効した後は、残された課題等の解決に向けては、全ての地域や県民を対象とする「一般施策」により対応しています。

県では、同和問題の解決を図るため、平成9年に策定した「今後の同和行政に関する基本方針」に基づき、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として位置付けるとともに、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」のもと、今後も重要課題の一つとして積極的に取組を推進します。

質問 1

地域総合センターではどのような取組をしているのですか？

回答

地域総合センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業（人権啓発イベント、各種講習会・講座等）を総合的に行う施設となっています。

10. 多様な性への理解

ある調査※によると、LGBT等の当事者の割合は9.7%、およそ10人に1人でした。これは左利きの人や血液型がAB型の人と同じくらいの割合です。

※電通グループ「LGBTQ+調査2023」

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT理解増進法」が施行されました。

この法律は、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現することを目的として制定されました。

LGBT等の当事者の中には、偏見や差別をおそれて打ち明けられず、生きづらさを抱えている方がおられます。

全ての人の人権が尊重され、安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが性の多様性について理解を深めることが大切です。

今後の対応

県では、LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図るため、令和6年9月より「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

また、制度の導入に併せて、県の行政サービスを見直すとともに、職員に

係る手当、休暇および福利厚生制度等については、条例等に基づき事実婚を含む配偶者を対象としている制度について、同性パートナーを事実婚と同じ取扱いとしています。

今後は、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」の県民への周知を図るとともに、事業者に向けては、婚姻している人と同様のサービスが提供されるよう、また従業員にかかる手当等の制度が見直されるよう、理解を求めるなどにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて取り組みます。

質問 1

LGBTという言葉をよく聞きますが、どのような意味ですか？

回答

LGBTとは、以下の頭文字をとって組み合わせたものです。

L…レズビアン（女性の同性愛者）
G…ゲイ（男性の同性愛者）
B…バイセクシュアル（両性愛者同性も異性も好きになる人）
T…トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）

上記以外にも、例えば次のような性の人がいます。

Q…クエスチョニング（自分の性を決められない、わからない人）
A…アセクシュアル（男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人）
X…エックスジェンダー（心の性を男性、女性のいずれかとは明確に認識していない人）

LGBTという言葉自体は社会に浸透してきていますが、世間の理解はまだ十分でないため、当事者は差別的な言葉をかけられたり、周囲の理解が得られなかったりするなど、様々な困りごとを抱えておられます。

- ・LGBTであることを友人に言いふらされた
- ・トランスジェンダーを理由に職場で不当な扱いを受けて転職を余儀なくされた
- ・家族に話したが、理解を得られず、関係が悪くなった

自分の性をどのように認識するのか、どのような性の人を好きになるのかは、人それぞれです。性別を決めつけた何気ない言葉で、当事者を傷つけてしまうことのないようにしましょう。

質問 2

パートナーシップ宣誓制度とは、どのような制度ですか？

回答

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係（以下「パートナーシップ」という。）を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度です。滋賀県では令和6年9月から制度を開始しています。

※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（相続、税控除等）はありません。以下の要件を全て満たしている方は、宣誓をすることができます。

- (1) 成年に達していること
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなく、宣誓に係る相手方（以下「パートナー」という。）以外の者とパートナーシップにないこと
- (3) パートナーと近親者でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く。）
- (4) いずれか一方が、県内に住所を有しているか、3か月以内に県内に転入をすることを予定していること

※パートナーシップ宣誓制度を実施している県内の市で宣誓された方も、県で宣誓することができます。（制度内容は自治体により異なります。）

◇パートナーシップ宣誓制度を実施している市（令和7年3月末時点）
彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市

11. 民間社会福祉事業

(1) 滋賀の縁創造実践センター 滋賀県社会福祉協議会

滋賀県社会福祉協議会（以下、「滋賀県社協」）は、社会福祉法に位置付けられた公共性の高い民間団体です。

滋賀県社協が目指す地域福祉とは、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる人間的共感にねざした共生社会であり、その実現のため「ひたすらなるつながり」の理念のもと、不断の地域福祉実践を行っています。

滋賀県社協は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事
- ⑤①から③までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑥社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- ⑦社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- ⑧市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- ⑨保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑩共同募金事業への協力
- ⑪滋賀県福祉人材センターの業務の実施（福祉人材無料職業紹介事業を含む）
- ⑫権利擁護事業
- ⑬生活福祉資金貸付事業
- ⑭高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進並びに指導者等の育成に関する事業
- ⑮縁共生の場づくりを目的とする事業の企画及び実施
- ⑯法や制度の狭間にある生活課題への支援に関する事業の企画及び実施
- ⑰生きづらさを抱えた人と地域との架け橋となる事業の企画及び実施
- ⑱滋賀の福祉人づくり事業の企画及び実施
- ⑲縁共生を目的とする、住民、特定非営利活動法人、社会福祉法人、団体、企業等との共働事業の企画及び実施
- ⑳その他この法人の目的達成のため必要な事業

◆所在地 草津市笠山七丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内
ホームページ <https://www.shigashakyo.jp>

(2) 市町社会福祉協議会

市町社会福祉協議会（以下、「市町社協」という。）は、県内全ての市町にあり、各市町域の住民やボランティア、社会福祉を目的とする事業者および保健・福祉の関係者等の参画を得て構成される民間団体です。市町域において「地域福祉の推進を図る」ために中核的な役割を有する組織として、社会福祉法に位置づけられた公共性の高い民間団体です。

市部を中心に小学校区や大字などを単位に学区（地区）社会福祉協議会が設置されているところもあります。

市町社協は、地域住民等の参加を得て地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、住民の福祉活動の場づくり・仲間づくりへの支援、社会福祉に携わる公私の関係者・団体・機関相互の連携の促進ならびに具体的な福祉事業の企画と提供を行っています。

また、災害時には、関係機関・団体と協働して災害ボランティアセンターの設置運営や災害時要配慮者の支援などの活動を行います。

◆所在地 市町社協一覧（資料18ページ参照）

(3) 共同募金会

共同募金会は、「社会福祉法」において、共同募金運動を行う第一種社会福祉事業の社会福祉法人に位置づけられています。

共同募金は、赤い羽根をシンボルに、戦後の混乱した社会の中で生活困窮者等を救済するために、住民相互のたすけあい精神を基調とした運動として昭和22年に始まりました。

時代の変遷とともに改革を繰り返し、近年は地域福祉の推進を目的に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現するための多様な活動を財源面から支援する役割を果たしています。

◆組織

地域における募金活動を行う組織として、各市町に市町共同募金委員会をおき、市町共同募金委員会の事務局は市町社会福祉協議会内にあります。

◆募金運動の実施

毎年1回、厚生労働大臣が定める期間（通常10月1日～3月31日）に、住民の自発的な協力による募金運動を全国一斉に行います。

◆募金計画と助成

募金運動開始前に、県内民間社会福祉事業に対する要望を基に、地域の代表による配分委員会での厳正な審査等を経て、事業の必要性・緊急性等を勘案して募金計画を立てます。

寄せられた募金は、民間の社会福祉事業やボランティア活動、歳末たすけあいなどに助成されます。

◆所在地 大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館内
電話 077-522-4304
FAX 077-522-4375

質問 1

滋賀県社会福祉協議会ではどのようなことをしているのですか。

回答

主な活動は、次のとおりです。

(1) 縁〜制度のはざまへの共働実践

「おめでとう」から「ありがとう」まで幸せに生きられる滋賀をつくろうと、「制度のはざま」にあるニーズを自覚した福祉関係者が分野や立場を越えて共働し、課題解決に取り組んでいます。

(2) 子どもを真ん中においた地域づくり

地域食堂としての子ども食堂づくりをはじめ、子どもを真ん中において、だれもが居場所をもてる共生の地域づくりに取り組んでいます。また、地域福祉活動やボランティア活動も推進しています。

(3) レイカディア/滋賀県レイカディア大学

「生涯現役」を合言葉に、60歳からの世代の地域貢献と仲間づくり、文化、スポーツ、地域づくりなどの生きがい活動を後押しする多様なプログラムと、しくみづくりをしています。

(4) 滋賀県介護・福祉人材センター

厚生労働省大臣の許可を得た「無料職業紹介所」を併設し、福祉の仕事を希望する人と福祉人材を求めている施設・事業所との橋渡しをしています。また福祉の仕事や仲間との出会い・つながりの機会「ふく楽カフェ」を開催しています。

(5) 滋賀県社会福祉研修センター

介護や福祉の職場で働く滋賀の福祉人のための研修を実施しています。キャリア別、テーマ別の研修、法定研修（認知症介護従事者研修、介護支援専門員研修）、介護職員実務者研修通信課程等、多様なプログラムを提供しています。

(6) 滋賀県福祉用具センター

滋賀県福祉用具センターの指定管理者として、生活に密着した福祉用具の展示と試用貸出、利用に関する相談、福祉用具等の啓発と、福祉・介護・保健・医療分野の専門職を対象とした研修を実施しています。

(7) 権利擁護/生活福祉資金貸付

障害者や高齢者等の権利擁護に関する相談、生活困窮世帯への資金貸付相談を行っています。福祉サービスの苦情に関する相談は、滋賀県運営適正化委員会で受け付けています。

(8) 「滋賀の縁」認証活動・社会福祉の表彰

「滋賀の縁」認証活動は、共生社会をめざした滋賀ならではの先駆的实践を、滋賀の福祉モデルとして未来につないでいく活動です。

(9) 滋賀県社会福祉学会

昭和57年に創設された滋賀県社会福祉学会は、“滋賀の福祉人”が年に1回、日頃の実践を通して得た発見や示唆を、発表し・学び・励まし合う場です。全国で滋賀県にしかない現場の福祉人による学会で、分野を越えた相互研鑽と仲間づくりをしています。

(10) 滋賀県災害ボランティアセンター（常設）

災害ボランティアに関する情報提供、支援のコーディネートを行い、災害ボランティア活動と被災地をつなぎます。平常時は災害時要配慮者支援ネットワークの活動、訓練、研修を行い、災害発生時には非常時体制に移行します。

(11) 教職員免許の介護等体験事業

滋賀県社会福祉協議会では、教職免許所得希望者の介護等体験にかかる、社会福祉施設等と大学等（学生）との調整を行っています。

(12) 県立長寿社会福祉センターの管理（貸館）

滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理者として管理運営を行っています。研修会や会議室、体育室、調理室などの施設が利用いただけます。

質問 2

地域福祉権利擁護事業とはどのような事業ですか。どのような人が利用できるのですか？

回答

介護保険をはじめ福祉サービスの提供を受けるには、自らサービスを選択し、サービス供給者と契約をすることが必要です。そのため、認知症の症状がある高齢者や知的障害、精神障害のある方など判断能力が十分でない方、一人暮らしの高齢者で自分で手続き等ができない方は、自らの判断で選択したり契約したりすることが難しく、適切なサービスを受けられないことが考えられます。

地域福祉権利擁護事業は、こうした方が地域で安心して暮らし続けられるよう市町社協の専門員や生活支援員が下記のお手伝いをするものです。

◆利用できる人

認知症の症状のある高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等で日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは行うことが困難な方

◆お手伝いの内容

①福祉（介護）サービスの利用のお手伝い（福祉サービス利用援助事業）
福祉サービスの内容の説明、福祉サービスの申し込みや契約時の同行、利用料金の支払い等

②暮らしに必要なお金の出し入れ（日常的金銭管理サービス）
年金や手当の受け取り、病院の受診料や電気代などの支払い、銀行や郵便局でのお金の出し入れ等

③通帳やハンコ、証書などの預かり（書類等預かりサービス）
銀行や郵便局、農協などの通帳、年金や保険の証書、権利証書、ハンコ等

◆問い合わせ

市町社会福祉協議会または滋賀県社会福祉協議会（資料17～18ページ参照）

質問 3

ボランティア活動をしたいという相談を受けましたが、どうすればいいでしょうか。また、どのような活動があるのですか？

回答

ボランティア活動の相談は、地元の市町社会福祉協議会にされるといいでしょう。ボランティアセンターでは、地域や施設の福祉の状況や課題を把握し、ボランティア活動を必要としている人と活動をしたいという人の調整をしています。

ボランティア活動は、地域での活動や施設での活動、一人でできる活動や仲間と一緒にする活動などいろいろありますので、その人にあった活動がきっと見つかるでしょう。

◆ボランティア活動の分野と種類

分 野	種 類
福 祉 活 動	高齢者や障害者の外出介助、相談・話し相手、配食活動、ふれあいサロン、施設訪問、手話・要約筆記、点訳・音訳ガイドヘルプ、収集活動（古切手や外国コインなど）、住宅・福祉用具等の改造・修理、おもちゃ図書館、募金活動、スポーツ・レクリエーション指導、里親、当事者支援活動
地 域 活 動	交通安全・防犯、防災・災害救援、地域活性化（まちおこし等）
保 健・医 療 活 動	精神保健活動、病院内活動、ドナー活動（献血、骨髄バンク等）
教 育・文 化 活 動	伝統芸能・文化・行事・民芸などの継承、保存、指導等、美術館・観光地等の案内、歴史の語り部、地域教育指導
環 境 保 護 活 動	地域清掃・環境美化、自然保護、リサイクル運動
国際交流・国際協力活動	留学生、外国人住民の支援・交流活動、通訳・翻訳活動 海外協力（物資・資金・技術）

12. 社会保険制度

社会保険は、病気、死亡などの不測の事故や老後の生活に備えて、働く人たちが収入に応じて保険料を出し合い、これに事業主も負担して、いざというときに医療や年金、一時金の給付を行い、生活の安定をはかるという目的でつくられた社会的制度です。

質問 1

社会保険の種類はどのようなものがありますか。また、どこに相談に行けばよいですか？

回答

その主な種類は次のとおりです。

	種類	被保険者	保険者	給付事由
医療保険	① 健康保険	健康保険の適用事業所で働く人	全国健康保険協会、健康保険組合	業務外の病気・けが、お産、死亡（船保は職務上の場合も含む。）
	② 法第3条第2項被保険者	健康保険の適用事業所で働く日雇特例被保険者	全国健康保険協会	
	③ 船員保険（疾病部門）	船員として船舶所有者に使用される人	全国健康保険協会	
医療保険	④ 各種共済組合（短期給付）	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各共済組合	病気・けが、お産、死亡
	⑤ 後期高齢者医療制度	75歳以上の人と障害認定を受けた65歳以上の人（生活保護を受けている人を除く）	後期高齢者医療広域連合	病気・けが、死亡
	⑥ 国民健康保険	市町に住所があり①～⑤のいずれにも属せず、生活保護を受けていない人	市町・県	病気・けが、お産、死亡
年金保険	⑦ 厚生年金保険	厚生年金保険の適用事業所で働く人	政府（厚生労働省）	老齢、障害、死亡
	⑧ 各種共済組合	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各種共済組合	

年金保険	⑨ 国民年金	①自営業者、農漁業従事者及び学生など（第1号被保険者） ②被用者年金の被保険者（第2号被保険者）とその被扶養配偶者（第3号被保険者）	政府（厚生労働省）	老齢、障害、死亡
労働保険	⑩ 労災保険	原則としてすべての事業が適用を受け、そこに働くすべての労働者が給付の対象	政府（厚生労働省）	業務上・通勤途上の病気・けが、障害、死亡
	⑪ 雇用保険	原則としてすべての事業が適用を受け、その従業員が被保険者となる		失業など

◆相談窓口

- ①～③（加入手続き）年金事務所（資料28ページ）
（給付手続き）全国健康保険協会
- ④⑧ 共済組合
- ⑤ 市町後期高齢者医療担当課（資料11ページ）または滋賀県後期高齢者医療広域連合
- ⑥ 市町国民健康保険担当課（資料10ページ）
- ⑦ 年金事務所（資料28ページ）
- ⑨ 第1号被保険者の加入手続
第3号被保険者の該当届、保険料年金請求、年金事務所（資料28ページ）
- ⑩ 労働基準監督署（資料29ページ）
- ⑪ 公共職業安定所（ハローワーク）（資料29ページ）

質問 2

子どもが生まれました。国民健康保険の手続きは何か必要ですか？

回答

被保険者を追加するために、母子健康手帳と本人確認書類（マイナンバーカード等）をお持ちいただき、市町に届け出をしてください。

※市町によって届け出に必要なものが異なる場合があります。詳しくは、市町国民健康保険担当課にお問い合わせください。（資料10ページ）

質問 3

医療費がかかって大変です。助成制度はありますか？

回答

福祉医療費の助成制度があります。

この制度は、社会的、経済的に弱い立場にある人が、一定の所得範囲内であれば、医療を受けた場合にその自己負担相当額が助成される制度です。

◆相談窓口 市町福祉医療費助成担当課（資料12ページ）

質問 4

国民年金の制度はどのようなものですか？

回答

国民年金は、公的年金制度の土台として、老齢、病気やけがによる障害、死亡により遺族などの状態になったとき、本人およびその家族の生活安定のために年金を支給する社会保険制度です。

国民年金は、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、加入が法律で義務付けされています。

◆問い合わせ 年金事務所（資料28ページ）

(1) 届け出が必要な場合

国保の被保険者になるとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	※転出証明書、本人確認書類（マイナンバーカード等）
他の健康保険の被保険者でなくなったとき 他の健康保険の扶養からはずれたとき	健康保険をやめた証明書、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、本人確認書類（マイナンバーカード等）
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類（マイナンバーカード等）

国保の被保険者でなくなるとき	手続きに必要なもの
後期高齢者医療制度の対象となったとき （一定の障害の状態があり、後期高齢者医療制度を受けることとなったときを含みます）	資格確認書 ^(※) または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
他の市区町村へ転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
他の健康保険の被保険者になったとき 他の健康保険の扶養家族になったとき	国保と他の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類（マイナンバーカード等）
死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類（マイナンバーカード等）、死亡を証明するもの、喪主等の確認ができるもの
生活保護を受けるようになったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類（マイナンバーカード等）、保護開始決定通知書

その他	手続きに必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類（マイナンバーカード等）
修学のため、子どもが他の市区町村に居住するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類（マイナンバーカード等）、在学証明書等
施設入所などで他の市区町村へ転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類（マイナンバーカード等）、入所証明書等
資格確認書や資格情報のお知らせをなくしたり、よごれて使えなくなったとき	本人が確認できる書類（マイナンバーカード等）（使えなくなった資格確認書または資格情報のお知らせ）

（※）資格確認書とは、マイナ保険証を保有していない方または利用できない方に交付される証明書です。

★マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方についても届出が必要です。

★市町によって届け出に必要なものが異なる場合があります。
詳しくは、市町国民健康保険担当課にお問い合わせください。

★届け出窓口 市町国民健康保険担当課

★届け出期限 異動があった日から14日以内

(2) 国保で受けられる給付

◇療養の給付

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●病気になったとき ●けがをしたとき ●歯が痛むとき	かかった費用のうち一部負担金を支払うことにより治療が受けられます。 ※1義務教育就学前の乳幼児… (2割) 義務教育修学後～70歳未満… (3割) 70歳以上75歳未満… (2割または3割)	保険を取り扱っている医療機関へマイナ保険証^(※)や資格確認書を提示してください。

(※) マイナ保険証とは、健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。

◇療養費の支給（申請により国保から払い戻しが受けられる場合）

※療養費を請求する権利の消滅時効は療養に要した費用を支払った日の翌日から2年です。ただし、償還払いとなる高額療養費の起算日は診療月の翌月1日から、自己負担額の支払が診療月の翌月以降になる場合は支払った日の翌日が起算日になります。

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●保険の取り扱いをしていない医療機関で治療を受けたときややむを得ない理由で被保険者証をもたずに治療を受けたとき	いったん全額を支払ったあと、かかった費用について申請していただき審査の上、保険で認められた額の払い戻しを受けられます。	事情をよく審査したうえで支給します。 診療報酬明細書・領収書またはそれに代わるものが必要です。
●コルセット、ギプスなどの治療用装具代がかかったとき ●輸血をしたときの生血代		医師の証明書が必要です。 生血は親子、兄弟、その他親族からの場合は認められません。
●重病人の入院や転院等の移送に費用がかかったとき		国保が認めた場合に限りです。 申請には、移送を必要とする医師の意見書・移送にかかった費用の領収書（移送区間・距離のわかるもの）が必要となります。
●海外の医療機関で病気やけがにより治療を受けたとき（海外療養費）	日本で同様の傷病で治療した場合にかかる費用を算定した額（海外で実際に支払った額の方が少ないときはその実費額）の保険で認められた部分について、あとから払い戻しを受けられます。	診療内容明細書・領収明細書・翻訳文・パスポート、航空券など海外に渡航した事実が確認できる書類の写し・調査にかかる同意書が必要です。

※ 海外療養費として、国保で払い戻しが認められるのは急病の場合に限られ、日本で保険適用とされていない臓器移植や治療を目的とした渡航で療養を受けた場合は対象になりません。

◇柔道整復、はり、きゅうおよびあん摩・マッサージの施術にかかる療養費

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●柔道整復師の施術を受けるとき (骨折、脱臼、打撲、捻挫)	かかった費用のうち一部負担金を支払うことにより施術が受けられます。 義務教育就学前の乳幼児… (2割) 義務教育就学後～70歳未満… (3割) 70歳以上75歳未満… (2割または3割)	施術所へマイナ保険証や資格確認書を提示してください。また印かんが必要な場合があります。
●医師の同意書または診断書を得て、はり、きゅうおよびあん摩・マッサージの施術を受けるとき ^(※)		

(※) 受領委任について、施術者が、医療保険(療養費)で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。なお、受領委任の取扱いをされない施術所では、償還払いが原則です。

◇その他の給付

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●子どもが生まれたとき ●流産・死産であっても妊娠85日以上であるとき	出産育児一時金を支給します。	かかった出産費用に出産育児一時金をあてることができるよう、原則として国保から医療機関等へ直接支払われます。(直接支払制度)
●加入者が亡くなられたとき	葬祭費を支給します。	喪主等への支給となります。喪主等を確認できるものが必要となる場合があります。
●入院中の食事代	109ページをご覧ください。	
●療養病棟に入院する65歳以上の方の生活療養に要した費用	109ページをご覧ください。	
●訪問看護ステーションなどを利用したとき	費用の一部を自己負担、残りを訪問看護療養費として国保が負担します。	医師が在宅医療を必要と認めたとき。被保険者証を訪問看護ステーションなどに提出してください。(介護保険から給付される場合もあります)

◇入院時食事療養費の支給

入院中の一日の食事代にかかる費用のうち、下記の標準負担額を被保険者のみなさんに負担していただき、残りは入院時食事療養費として国保が負担します。

一般（下記以外の方）		1食510円 ※ ¹
住民等非課税世帯等の方 （70歳以上では住民税非課税Ⅱの方※ ² ）	過去12か月の入院日数が90日までの入院	1食240円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1食190円
70歳以上で住民税非課税Ⅰの方※ ³		1食110円

（令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。）

- 住民税非課税世帯で70歳未満の方および70歳以上の住民税非課税Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要がありますので、国保の窓口申請して交付を受けてください。
- オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。（過去12か月の入院日数が90日を超える場合を除く。）

※¹ 指定難病患者または、小児慢性特定疾病児童等の方は300円（1食につき）

※² 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の方。

※³ 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯で、世帯主および全ての国保被保険者の所得が一定基準に満たない方。

上記標準負担額は、高額療養費を算定する一部負担金には入りません。

◇入院時生活療養費の支給

療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養に要した費用（食費と居住費）については、下記の標準負担額を負担していただき、残りは入院時生活療養費として国保が負担します。（療養病床に該当するかどうかは、医療機関にご確認ください。）

一般	入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する保健医療機関に入院している方	1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき510円との合計額
	入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する保健医療機関に入院している方	1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき470円との合計額
住民税非課税世帯に属する方（住民税非課税Ⅱ）		1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき240円との合計額
住民税非課税世帯に属し、世帯員の所得が一定基準に満たない方（住民税非課税Ⅰ）		1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき140円との合計額

（令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。）

- 住民税非課税世帯に属する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要がありますので、国保の窓口申請して交付を受けてください。

- オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。（過去12か月の入院日数が90日を超える場合を除く。）
- 指定難病患者の方は、食材料費相当(入院時食事療養費の標準負担額)のみの負担となります。上記標準負担額は、高額療養費を算定する一部負担金には入りません。

◇高額療養費の支給

医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた金額について国保が負担します。

高額療養費を受ける場合には、申請が必要ですので国保の窓口に申請してください。

滋賀県内の市町間で住所を異動した月は、世帯の構成に変更がない場合に限り、異動前と異動後の自己負担限度額それぞれ2分の1の額となります。

1. 70歳未満の方の場合

①1カ月の自己負担が限度額を超えたとき

月の1日から月末までの診療分を同じ医療機関等に支払った自己負担額(112ページ「自己負担額の計算上の注意」を参照)が、下表の限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することによりその超えた分を支給します。(償還払い)

なお、あらかじめ国保の窓口に申請して自己負担限度額にかかる認定証の交付を受けると、1医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることができます。(現物給付)

※保険料(税)を滞納していると認定証の交付を受けることができない場合があります。

※オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。

自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額(月額)
所得901万円超	252,600円+ア ア=(総医療費-842,000円)×1%
所得600万円超 ~901万円以下	167,400円+イ イ=(総医療費-558,000円)×1%
所得210万円超 ~600万円以下	80,100円+ウ ウ=(総医療費-267,000円)×1%
所得210万円以下	57,600円
住民税非課税 ^{※1}	35,400円

(令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。)

ア・イ・ウはそれぞれ、842,000円、558,000円、267,000円を超えた場合に加算します。

※所得については同一世帯の全ての国保被保険者の年間基準所得額になります。

※1 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の方

②同じ国保世帯内で合算して限度額を超えたとき

1つの国保世帯内で、同じ月内に21,000円以上の一部負担金を医療機関等の窓口で2回以上支払い、その合算額が自己負担限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することにより、その超えた分を支給します(世帯合算)。
※世帯合算は、家族の一部負担金を合算する場合だけでなく、同じ人が同じ月内に複数の医療機関等で一部負担金を支払っている場合にも適用できます。

③高額療養費の支給を年3回以上受けたとき

過去12か月間に、同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたとき、国保の窓口へ申請することにより4回目からは、1か月に下記の限度額を超えた分を支給します(多数回該当)。

所得区分	4回目以降の自己負担限度額(月額)
所得901万円超	140,100円
所得600万円超 ～901万円以下	93,000円
所得210万円超 ～600万円以下	44,400円
所得210万円以下	
住民税非課税	24,600円

(令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。)

④高額な治療を長期間続ける場合

長期にわたり高額な医療費が必要な疾病で、厚生労働大臣が指定する特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全)については、国保の窓口へ申請して交付される「特定疾病療養受療証」を医療機関等の窓口へ提示すれば、年齢を問わず、毎月の自己負担額は10,000円までとなります。

ただし、慢性腎不全で人工透析を要する世帯の年間基準所得額が600万円を超える方については、毎月の自己負担額は20,000円までとなります。

自己負担額の計算上の注意

1. 月の1日から月末までの1カ月の診療ごとに計算します。
2. 保険がきかない差額ベッド代、入院時食事療養費にかかる標準負担額などは、支給の対象外です。
3. ひとつの病院、診療所ごとに計算します。
4. ひとつの病院、診療所でも、外来と入院、医科と歯科は別計算。
5. 院外処方で調剤を受けたときは処方せんを出された医科（歯科）の一部負担金と合算します。

2. 70歳以上の人（後期高齢者医療制度対象者を除く）の場合**①1カ月の自己負担が限度額を超えたとき**

月の1日から月末までの診療に対して支払った自己負担額（113ページ「自己負担額の計算上の注意」を参照）が、下表の限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することにより、超えた分をあとから支給します。（償還払い）

なお、あらかじめ国保の窓口申請して、住民税非課税Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」の交付を受けると、1医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額にとどめることができます。（現物給付）

※オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。

自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み 所得者 ※1	Ⅲ 課税標準額 690万円超	252,600円＋ （総医療費－842,000円）×1％ （多数回該当140,100円）※4	
	Ⅱ 課税標準額 380万円超	167,400円＋ （総医療費－558,000円）×1％ （多数回該当93,100円）※4	
	Ⅰ 課税標準額 145万円超	80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1％ （多数回該当44,400円）※4	
一 般		18,000円 （年間144,000円上限）※5	57,600円 （44,400円）※4
住民税 非課税	Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	Ⅰ ※3		15,000円

（令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。）

- ※ 同一世帯に一定の所得（地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）145万円）以上の70歳以上の国保被保険者がいる方。
ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計が、一定額未満（単身世帯の場合：年収383万円未満、二人以上の世帯の場合：年収520万円未満）である旨、申請があった場合は、「一般」の区分と同様になります。
- ※2 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯で、世帯主および全ての国保被保険者の所得が一定基準に満たない方。
- ※4 （ ）内の数字は過去12か月以内に3回以上、高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額（多数回該当）
- ※5 年間とは、毎年8月から翌年7月までの期間になります。
- ※ 人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の自己負担額は1万円までとなります。
- ※ 新たに70歳になる国保被保険者の世帯については、年間基準所得の合計額が210万円以下の場合も「一般」となります。

70歳以上の方
（後期高齢者医療制度
対象者を除く）

自己負担額の計算上の注意

1. 月の1日から月末までの1カ月の診療ごとに計算します。
2. 保険がきかない差額ベッド代、入院時食事療養費にかかる標準負担額などは、支給の対象外です。
3. 外来では同一世帯に70歳以上の国保被保険者が2人以上いても個人ごとに各医療機関に支払った一部負担金を合計し、限度額を超えた分を計算します。世帯ごとの支給額は、まず個人ごとに外来の支給額を計算し、さらに入院の一部負担金と合わせて世帯の限度額を超えた分を計算します。

3. 70歳未満と70歳以上の方（後期高齢者医療制度対象者を除く）が同じ国保世帯の場合

70歳未満と70歳以上（後期高齢者医療制度対象者を除く）の方が同じ国保世帯でそれぞれの自己負担額を合算する場合は、70歳未満と70歳以上に分け、70歳以上の方は外来の個人単位で限度額をまとめ、その後入院を含めて世帯の70歳以上の限度額を適用。これに70歳未満の合算対象基準額を合わせて国保世帯全体での限度額を適用します。

※高額医療・高額介護合算制度

高額医療費の算定対象世帯に介護保険の利用者がいる場合、医療保険の患者負担と介護保険の患者負担額の年間の合計額が、限度額を超えたときは、超えた額が払い戻される制度があります。

13. ひきこもり支援

現状と課題

ひきこもりとは様々な要因によって「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」をいいます。趣味の用事のときだけ外出する人も含みます。

◆把握されている数

全国で若年層（15～39歳）の人は推計54万1000人、40歳から64歳までの中高年の人は推計61万3000人。（内閣府調査より）

この推計調査を滋賀県の人口（R7.4.1現在）で試算すると、15歳から39歳までで、約7,000人、40歳から64歳までは約9,000人となり、県内には合計16,000人の方がひきこもり状態に該当します。

また、令和元年7月に県内の民生委員を対象に滋賀県社会福祉協議会が実施したアンケート調査では、15歳から39歳までが543人、40歳から64歳までは885人、合計1,428人のひきこもり当事者が民生委員によって把握されています。試算値のわずか8.9%ですが、それだけひきこもりは把握しにくいことと言えます。

他にも、令和2年5月に滋賀県内のひきこもりに関わる支援を行う機関・団体292か所を対象に滋賀県立精神保健福祉センターが実施した実態調査では、令和元年度にひきこもり状態にある人が、10代～30代では1,574人、40代以上では511人、合計2,085人いることが分かりました。

◆支援の必要性

ひきこもり支援においては、発見・相談から自立にいたるまで一貫して支援していく仕組みが十分ではありません。特に、中学校卒業後や高校・大学を中退すると、支援を受けられる機関が減少する傾向にあります。年齢を重ねるにしたがってこの傾向は強まります。

ひきこもりは個人あるいは家族の問題と見られがちですが、様々な要因や環境が影響して、ひきこもりがあらわれるものであり、限られた人にあらわれるのではなく、子どもから成人・高齢者までの広い年齢層に表出される社会現象と言えます。したがって、ひきこもりは「個人の問題ではなく、社会の問題」であることを十分に理解する必要があります。

質問 1

ひきこもり支援において、民生委員はどのような役割を担うのですか？

回答

日頃の活動の中で、ひきこもり者やその本人を支える家族に気づいた場合、適切な相談支援機関や専門的支援等につなげていただきたいと思います。

しかし、民生委員の皆さんも、一人で抱えていただく必要はありません。できる範囲で「ひきこもりの本人と本人を支える家族」への見守りを行ってください。

◆「気づき」・「見守り」・「つなぎ」が役割

1. ひきこもり者や本人を支える家族に気づく

日頃の活動を通じて、ひきこもり者や本人を支える家族に気づいた場合、その状況の理解に努めます。

2. 適切な相談支援機関・専門的支援等につなげる

ひきこもり者や本人を支える家族に気づき把握した状況を相談支援機関へつなぐ。

※県内のひきこもり支援機関

滋賀県ひきこもり支援センター	077-567-5058、077-567-5010
滋賀県社会福祉協議会	077-526-7031
滋賀県草津保健所	077-562-3534
滋賀県甲賀保健所	0748-63-6148
滋賀県東近江保健所	0748-22-1300
滋賀県彦根保健所	0749-21-0281
滋賀県長浜保健所	0749-65-6610
滋賀県高島保健所	0740-22-2419
大津市保健所	077-522-6766

※上記以外にも、市町やNPO法人等でも、ひきこもりに関する相談窓口が開設されています。

◆対応のポイントについて

- ・ひきこもりが長期にわたると、家族は自分たちがその原因でないかと自分を責めたり、将来への強い不安や絶望を感じていることがしばしばあります。まずはこれまでの苦労や努力を十分に労い、傾聴し、家族自身

の孤立感の軽減に努めることが第一歩です。

- ・定期的に声かけをしましょう。
- ・活動の際は、偏見を持たず、受容的な態度で接してください。
- ・家族の話に耳を傾け、今困っていることへの対応や適切な相談機関へつなげていきます。

14. 災害時の対応

現状と課題

東日本大震災以後、国や市町村をはじめ、企業や住民組織等においても災害対策の見直しや強化が進められました。国においては、平成25年（2013年）6月に災害対策基本法を改正し、市町村における災害対策の取り組みを推進することとしました。

この災害対策基本法改正において、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられ、名簿の提供先のひとつとして民生委員が挙げられました。その後、令和3年（2021年）5月の災害対策基本法改正において、市町村に「個別避難計画※」の作成が努力義務化され、避難行動要支援者の避難支援等の実施や「個別避難計画」の作成に係る関係者として民生委員が挙げられました。

加えて、民生委員児童委員協議会（以下、民児協と表記）が独自に災害時要援護者名簿の作成などの取り組みを行っていたこと、高齢化にともなう地域の担い手不足、自主防災組織の遅れなどもあいまって、現在、民生委員に対し、防災・減災に関して大きな期待が寄せられています。

しかし、災害対策基本法でも、地域の多様な関係者の連携・協働による取り組みを求めている、民生委員だけでなく、地域ぐるみで取り組むことが必要です。平常時の取組によって、被害は大きく異なります。民生委員など、一部の関係者のみが責任を負うべきものではありません。避難行動要支援者の避難支援も地域全体の課題として考える必要があります。こうした災害に備える地域ぐるみの取組は、地域のつながりを強化し、「地域共生社会」の実現にも役立ちます。

災害に備える取り組みを行っていくにあたり、全ての民生委員、民児協事務局等の関係者が日頃から意識し、再確認すべきこととして、まとめられて

いますので、取り組みの参考にいただきますようお願いします。全国民生委員児童委員連合会が「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」を以下のとおり示しています。

◆「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける
- 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第10条 民生委員・児童委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

※個別避難計画

- ・個別避難計画の作成については、計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましいとされています。具体的には、地域の実情に応じて、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社協職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障がい者団体等の参加が想定されています。（引用元「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」）

15. 家庭教育の支援

現状と課題

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要です。

一方、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子どもの育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、子育てに関する悩みや不安を抱えたり、地域社会から孤立したり、自ら学びの場や相談の場にアクセスしたりすることが困難な、支援が届きにくい家庭も存在しています。

質問 1

家庭教育とはどのような教育ですか？

回答

○家庭教育とは、父母その他の保護者（以下、保護者）が、子どもに対して行う教育のことです。乳幼児期からの保護者の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

子どもの心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担っています。

○時折、「家庭学習」という言葉を見聞きすることがあるかもしれませんが、家庭教育とは大きく異なります。現行の学習指導要領（小学校）内には「家庭学習」と明記された部分はありません。ですが、「小学校学習指導要領総則第1章第1の2の（1）」には、家庭における学習について、下記の通り記載されています。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するように配慮すること。

学齢期における「家庭学習」の内容については、宿題や予習・復習、自主的な学習などが挙げられると思いますが、「家庭学習」と学校での学びが両輪となることで子どもたちに確かな学力を育んでいくと考えられます。「家庭教育」と「家庭学習」のそれぞれの内容は大きく違うものであることに注意が必要です。

質問 2

家庭教育支援とは何ですか？

回答

○家庭教育は保護者が子どもに対して行う教育であることから、「家庭教育支援」とは保護者を支援することです。保護者の家庭教育に好影響をもたらし、子どもの成長に寄与することを目指しています。教育基本法にあるように、国および地方公共団体は、家庭教育を支援するための必要な施策を講ずることとされています。

<根拠法> 教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

質問 3

家庭教育支援の対象は誰ですか？

回答

○質問2の回答のとおり、特定の保護者ではなく、全ての保護者が対象になります。

質問 4

家庭教育支援としての具体的な活動にはどのようなものがありますか？

回答

○教育基本法第10条にも記載されているように、保護者に対する①学習の機会、②情報の提供を中心に、③交流の場の提供、④親子参加型の行事、⑤相談対応、等の活動があります。

質問 5

家庭教育支援ではどんなことが求められていますか？

回答

○近年では、保護者を取り巻く環境が様々であることから、全ての保護者に一律の内容で家庭教育支援の手立てを講じるのではなく、保護者のニーズに応じたアウトリーチ型の家庭教育支援（質問6）で手立てを講じる必要性が増しており、さらにその支援の周知の方法や活動内容、開催場所、手法等の工夫をすることが必要になっています。

また、滋賀県では、地域の身近な人材が家庭教育支援員として活動したり、

家庭教育支援チームを構成し組織的な家庭教育支援活動を展開したりするなど、社会総ぐるみで家庭教育を支援する仕組みづくりを進めています。社会的包摂の観点からも、様々な保護者を支える地域の仕組みづくりを目指す上で、民生委員・児童委員には積極的に家庭教育支援施策に関わってもらうことが期待されています。（家庭教育支援員やチームについては質問7を参照）

<関連通知>

「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（依頼）」（平成21年3月16日）



質問 6

保護者のニーズに応じたアウトリーチ型の家庭教育支援とは何ですか？

回答

- 「ニーズに応じた」例として、学習講座のテーマでは「インターネットと子育て」等、社会状況の変化に応じ、保護者が「学びたい」と思える内容が求められています。ただし、教育基本法に「家庭教育の自主性を尊重しつつ」とあるように、家庭教育の主体は保護者（各家庭）にあるということを理解しておく必要があります。
- 「アウトリーチ型」ということでは、家庭への訪問に限らず、保護者が集まる場所に出向いて講座を開催する、オンラインを活用した学習講座を実施する等、「保護者が学びやすい方法は何か？」と、支援を「届ける」視点で現代の保護者の抱えるニーズをふまえて事業を実施することが求められています。

質問 7

「家庭教育支援員」や「家庭教育支援チーム」とは何ですか？

回答

- 「家庭教育支援員は、学習プログラム等の中心的な企画・実施や保護者への相談対応等を行う者であり、特定の資格や職業を指すものではない。PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員・児童委員等、教育と福祉に関する理解と熱意があり、過去に教育や福祉分野での活動実績を有する者が望まれる。」とされています。家庭教育支援チームは、前述の家庭教育支

援員等により結成されたチームのことです。

参考：子供たちの未来をはぐくむ家庭教育（文科省HP）

「家庭教育支援チーム」の手引書



質問 8

民生委員・児童委員は家庭教育支援にどう関わればよいのでしょうか？

回答

○平成21年3月に文部科学省および厚生労働省の連名で、「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」の依頼文が発出されています。（質問5参照）

民生委員・児童委員が、地域の身近な家庭教育支援人材として家庭教育支援活動に取り組むことや、家庭教育支援チームの一員となり家庭教育支援活動に取り組むことなどが期待されています。

民生委員・児童委員は地域の身近な人材であることから、家庭教育支援員として活動される場合には、その地域の家庭教育支援に好循環を生み出す大きな効果が生まれると考えられます。

また、福祉分野に関わりが深い民生委員・児童委員が、学校教育を所管する教育委員会と連携することで、「教育と福祉の連携」に係る取組が生まれ、域内の子どもや家庭を支える施策に関係者が連携・協働して取り組むことができます。

このように、民生委員・児童委員には、家庭教育支援のキーパーソンとしての活躍が期待されています。

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

地域・家庭教育係

電 話：077-528-4654

メール：ma06@pref.shiga.lg.jp